

R 8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内

長屋門改修工事（着手日指定型）

図面リスト

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共 - 00	表紙・図面目録	19	電特-01・02	電気改修工事特記仕様書 (1) (2)			
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書 (1) (2)	20	電特-03	電気改修工事特記仕様書 (3)			
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書 (3) (4)	21	E-01	照明器具姿図			
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書 (5) (6)	22	E-02	電灯設備 平面図			
05	改特-01・02	建築改修工事特記仕様書 (1) (2)	23	E-03	コンセント設備 平面詳細図			
06	改特-03・04	建築改修工事特記仕様書 (3) (4)	24	E-04	弱電設備 平面詳細図			
07	改特-05	建築改修工事特記仕様書 (5)	25	E-05	幹線設備 仮設平面詳細図 (1)			
08	A-01	配置図・附近見取図	26	E-06	幹線設備 仮設平面詳細図 (2)			
09	A-02	仕上表						
10	A-03	改修平面図 (1)						
11	A-04	改修平面図 (2) ・土塗壁図						
12	A-05	立面図						
13	A-06	断面詳細図 (1)						
14	A-07	断面詳細図 (2)						
15	A-08	平面詳細図・部材リスト						
16	A-09	展開図						
17	A-10	仮設計画図・柱受け工事図 (参考)						
18	A-11	概略工事工程表 (参考)						

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R 8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
長屋門改修工事（着手日指定型）

図面番号 共 - 00

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
徳島市雑賀町西開67-1
FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

設計 R7.03

竣工

図面名称 表紙・図面目録

縮尺 1 : -

工事名：R 8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

- 工事名称

R8営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事(着手日指定型)

2. 工事場所	
徳島市川内町宮島本浦	
3. 建物概要	
建物名称	阿波十郎兵衛屋敷 長屋門
構造・規模	木造 平屋建て
敷地面積	—
延床面積	約45㎡
消防法施行例別表第1の区分	1項イ

4. 工事種目	
種目	工事概要
建築一式工事	国登録有形文化財(建造物)の原型復旧

- 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を見込んでいない。

- 観測地点：環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算是「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

- その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

- 工程表

受注者は、契約書に基づき工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

工事名：R 8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

- 施工計画書等

① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。

② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)

③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に揭示しなければならない。

- 電気保安技術者等

① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- 施工中の安全確保

① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンボトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

工事名：R 8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

⑳ 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止
- 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止
- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等
- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- ② アスベスト
- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の賞与（あり・**なし**）
 - 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - 事前調査は、建築物石含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - 調査結果は3年間保存すること。
 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゆん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に

- 搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサインージによる掲示も可)すること。
 - 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
 - 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
 - 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
 - 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- ⑤ 受領書の交付
- 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
- 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
- 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

工事名：R 8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
- また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
- 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
- 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等
- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
- 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 県内の森林から直接調達するなど、前項より難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

- ⑥ 県内産資材の原則使用
- 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品
(注) ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用
- 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
- なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

- ⑧ 県内産再生砕石の原則使用
- 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づき変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

- ⑨ アスファルト舗装の材料
- 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

- ⑩ 認定リサイクル製品の使用
- 受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
- 徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等
- 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
 - 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遅滞のないようにすること。
 - 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

- 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

工事名：R 8 宮緒 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

- 施工条件

施工条件は次による。

- 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。又、届出手続等を行うあたり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

- 解体工事にあたっては、文化財の保護に十分注意し、善管注意をもって行うこと。
- 解体工事及び、工事の施工に当たり、現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書に定められた内容によることが困難若しくは、不具合が生じた場合、又は、設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、監督職員と協議する。

- その他の詳細な施工条件については、解体工事完了後に再度 実施工程表及び総合施工計画書について施設管理者と協議の上で決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

- 支障物件の確認

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及び、その周辺にある地上地下の既存構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は、保証する。

- 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等（有無）

備品等名称　：　売店 展示品・商品及び 什器備品
保管場所　　：　阿波十郎兵衛施設内の 施設管理者の指定箇所
注意事項　　：

- 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 75 日間配置すること。

- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている 義務付けられていない）

- 警備員は、延 150 人（昼 150 人、夜 ー 人；うち検定合格警備員 人）を見込んでいる。
- 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。

◎受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

- 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート（無筋）	(有)吉野川ポンプ（中間処分）		徳島市応神町東貞方北野7ー2 徳島市応神町東貞方字西中須49ー1	6.7	1,200 12000円/10t車	t
コンクリート（有筋）	(有)吉野川ポンプ（中間処分）		徳島市応神町東貞方北野7ー2 徳島市応神町東貞方字西中須49ー1	6.7	1,500 15000円/10t車	t
アスファルト	(有)吉野川ポンプ（中間処分）		徳島市応神町東貞方北野7ー2 徳島市応神町東貞方字西中須49ー1	6.7	1,100 11000円/10t車	t
金属（処分）	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	6.1	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社（徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	10.3	5,640	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	7.7	10,000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社（徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	10.3	35,000	t
汚泥	(財)徳島県環境整備公社（徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	10.3	12,800	t
石膏ボード	(有)山一建設	○	阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	31.3	15,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

- 有価材の処理

- 古物商で適切に処理すること。

- 古物商で適切に処理すること。

- 古物商で適切に処理すること。

- 古物商で適切に処理すること。

設計者情報：株式会社 象企画設計 管理建築士 林 實 番号 86203号

改特-01 建築改修工事特記仕様書(1)

工事名：R 8 宮緒 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

- 技能士の適用

- 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業		
工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
木	建築大工	○ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	○ 左官作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業
		・ ボード仕上げ工事作業
		・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

- 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

- 足場等

- 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
 - 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

- 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

- 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

- 外部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向:8m以下、鉛直方向: ｍ以下）

・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- 内部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向: ｍ以下、鉛直方向: ｍ以下）

- 仮囲い（図示の通り）

- ゲート（有無 図示の通り）

- 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

- 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

- 監督員事務所

- 監督員事務所は（設ける（面積 ー m2程度）・設けない）
- 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
 - 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
 - ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
 - 請負加入電話の子機
 - 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
 - ファクシミリ他

- 工事用水、電力等

- 既存電力利用（出来る出来ない）、電力料金（有償無償）ただし、施設管理者と協議すること。
- 既存水利用（出来る出来ない）、電力料金（有償無償）ただし、施設管理者と協議すること。

- 工事用水、電力等

- 既存電力利用（出来る出来ない）、電力料金（有償無償）ただし、施設管理者と協議すること。
- 既存水利用（出来る出来ない）、電力料金（有償無償）ただし、施設管理者と協議すること。

- 工事用水、電力等

- 同用地は、（図示の場所に用意していないので業者にて）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- 借地借家料 円

- 同用地は、（図示の場所に用意していないので業者にて）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

- 同用地は、（図示の場所に用意していないので業者にて）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

- 同用地は、（図示の場所に用意していないので業者にて）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

設計者情報：株式会社 象企画設計 管理建築士 林 實 番号 86203号

改特-02 建築改修工事特記仕様書(2)

改特-02 建築改修工事特記仕様書(2)

工事名：R 8 宮緒 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

3章 屋根改修工事

- 粘土瓦葺:既存取外し・再利用

種類	大きさ	産地	役物の種類	雪止め瓦の使用	棟の工法	瓦葺木		棟補強用心材		瓦緊結用釘又はねじ			下地材料
						材質	寸法	材質	寸法	種類	径	長さ	
和瓦						杉	21x15						瓦葺:防腐防蟻処理

- 施工箇所: 雨戸付出格子窓(南) 屋根

- 取外した瓦材は、受注者にて保管する。
- 釘は、銅釘・ステンレス釘(逆目釘又は、スクリュー釘)・黄銅釘とする。
- 結束線は、0.9mm以上の鋼線又は、ステンレス線とし、熨斗瓦等に使用する。
- 下材葺材は、改質アスファルトルーフィング JIS A6013 とする。

- 樋受石

- プレキャストコンクリート製品

4章 外壁改修工事

- こまい下地「公共建築工事 標準仕様書(建築工事編)15章2節6」

- 木下地の内外壁に、壁土塗りを行う場合の下地に適用。

図示による

- こまい壁塗り「公共建築工事 標準仕様書(建築工事編)15章11節」

- こまい下地に、壁土で荒壁より中塗りまで施工し、消石灰入り壁土で上塗りする土物壁等に適用。

図示による

- しっくい塗り「公共建築工事 標準仕様書(建築工事編)15.10節」

- 消石灰は、JIS A6902(左官用消石灰) 又は、JIS R9001(工業石灰)とする。
- 下地は、こまい土壁塗り、又は、せっこうボード

- 仕上塗材仕上げ外壁改修工事

- 仕上塗材は、JIS A 6909(建築用仕上塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。

種類	呼び名	上塗材	仕上げの形状	耐候性	工法	耐火認定	下地仕上	下地調整
薄付け仕上塗材	内装薄塗材E		フラット仕上げ		吹付			B種(石こうボード)

- 施工箇所:売店 壁・天井

- 建物内部に使用するユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又 はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、(F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆)とする。

- 5 撥水材

- 施工箇所: 部(上壁)しっくい塗り面
- 浸透性含浸材のため、吹付(エアレスプレー)にて事前の試し塗りをを行い、塗布量の確認をすること。
- 無機しっくい調仕上(水性無機系塗料)工法とする。

- 6 シーリング

- シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う ・ 行わない)。
- 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
- 種類及び施工箇所

記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験
MS-2	変成シリコーン		外部(上壁)漆喰廻り		10×10	

5章 内装改修工事

- 一般事項
 - 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
 - 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

- 撤去並びに下地補修
各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

- 床改修
既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照

種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	一部(図示)	
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	一部(図示)	

工事名：R 8 宮緒 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照		
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノコ等の補修
	・ 改修後の床の清掃範囲は図示する。	

- 壁改修
 - 木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
ボード・壁木下地・土壁(こまい下地共)	一部(図示)

- 土壁(こまい下地共)
 - 既存壁面に直接新たな仕上げ材を張付ける。

- 天井改修 改標仕6.4.2参照

撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容
天井下地を含む全面	一部(図示)

- 既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。

- 木工事

- 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。

含水率は (・ B) 種とする。

- 木材の品質
保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。

- 製材

	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考
下地材	大引・根太掛け・根太	杉	図示	1等	図示	A種	
	その他	図示				A種	
造作材	柱(根継)	桧	図示	上小節	図示	A種	
	外壁人見板	杉	赤身板t=9	上小節		A種	ささらこ下見板
材	その他	図示				A種	

- 木材の断面を表示する寸法は、構造材及び下地材は ひき立て寸法、造作材は、仕上り寸法とする。

- 柱小口:気密基礎パッキン 120×120、東(樹脂製)とする。

- 床張り用合板等

- ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

- 構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	保存処理	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考
床	構造用合板	15	特類								

- 諸金物等

- 下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。
- 木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。見え掛かりに用いる釘等は、黄銅及びステンレス(SUS304)製を原則とする。
- かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。
- 防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤((社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。
- 防蟻処理は、(社)日本木材保存協会及び(社)日本しろあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分に行うものとする。

防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗り面
土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全 面
大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全 面
真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全 面

- 現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。
- 木材保存(防腐・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする。
- 継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。
- 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場 合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18.2.15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

工事名：R 8 宮緒 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事（着手日指定型）

7. フローリング張り

- ① ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のフローリング及び接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
- 既存床面に直接新たな仕上げ材を張付ける。

品名	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上・塗装	備考
桧			15			直張り			事務室

- ② 釘は、原則として、フロア釘又は、フロア用スチールとする。
接着材は、JIS A 5536(床仕上げ材用接着剤)に基づく F☆☆☆☆とする。

8. 畳表替え

- ① 種別 （ J1 ・ **C1** ・ C2 ）種
- ② 畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。

9. せつこうボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
せつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	B種	12.5	不燃	小ねじ	木下地	
	天井	B種	9.5	準不燃	小ねじ	木下地	
せつこうラスボード	壁	B種	7.0		小ねじ	木下地	

- ① 合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

10. 壁紙張り JIS A 6921

施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考
事務室天井	和紙クロス		B種		貼替(下地:石こうボード)

- ① ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

11. 接着剤

壁紙施工でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 耐候性塗料塗り(DP)

区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考
塩ビ	メーカー仕様	メーカー仕様		1級	軒樋・竖樋

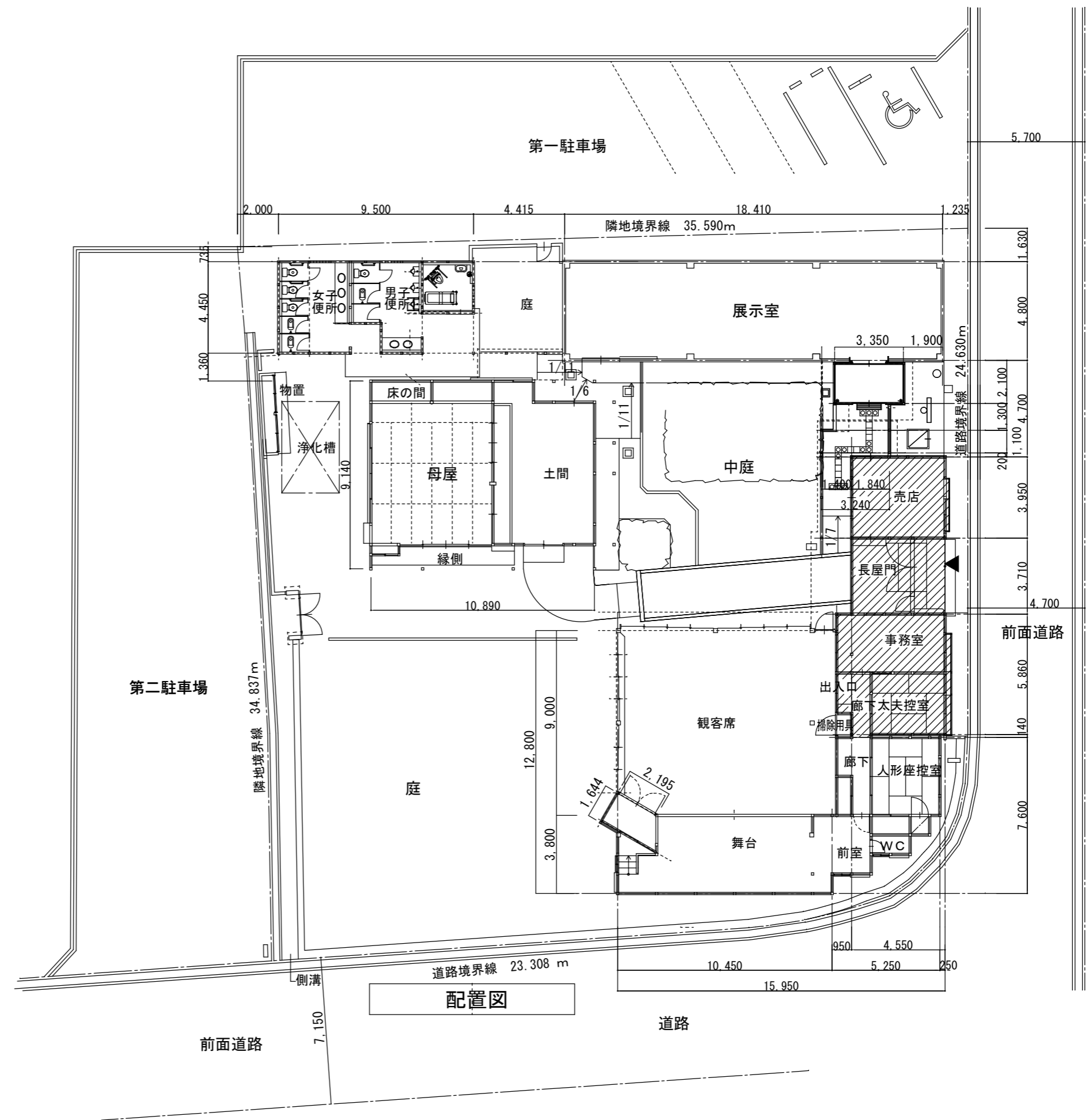
7章 ユニット工事

1. 軽量シャッター取り外し、再取付

- ① 取り外し時に状況確認の上、取替部品等について監督員と協議しておくこと。



附近見取図



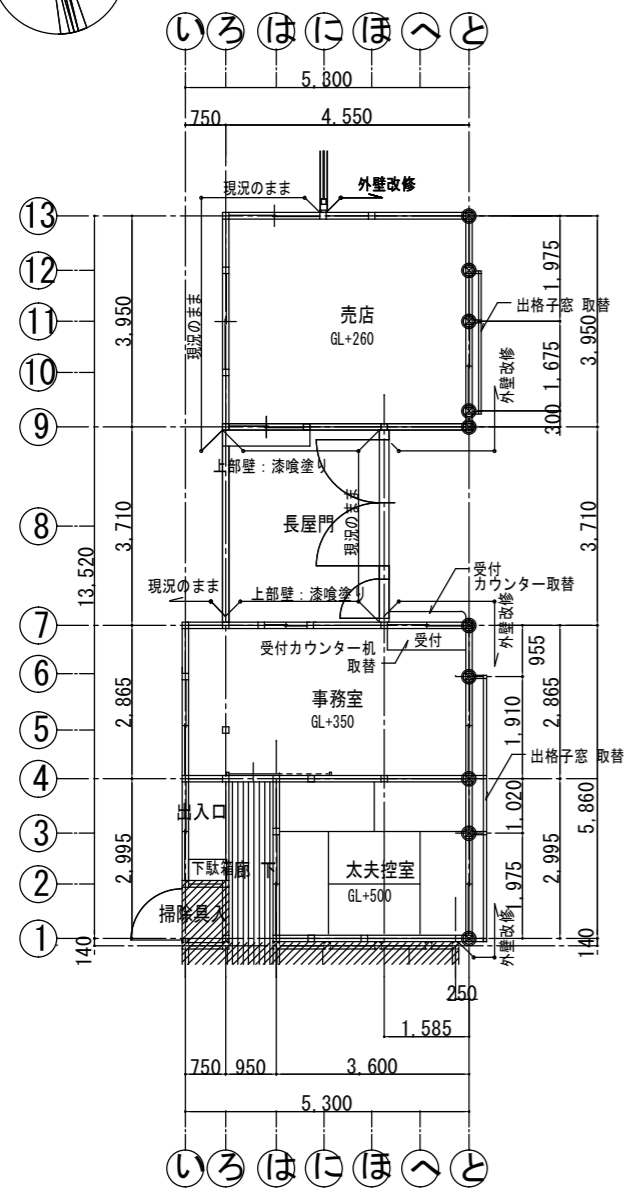
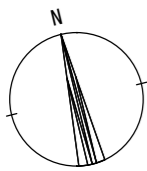
配置図

工事対象部分

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土整備部営繕課	工事名称 R8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事 (着手日指定型)	図面番号 A - 01	株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 實
設計 R7.03.	竣工	縮尺 1 : 150	
図面名称 配置図・付近見取図			

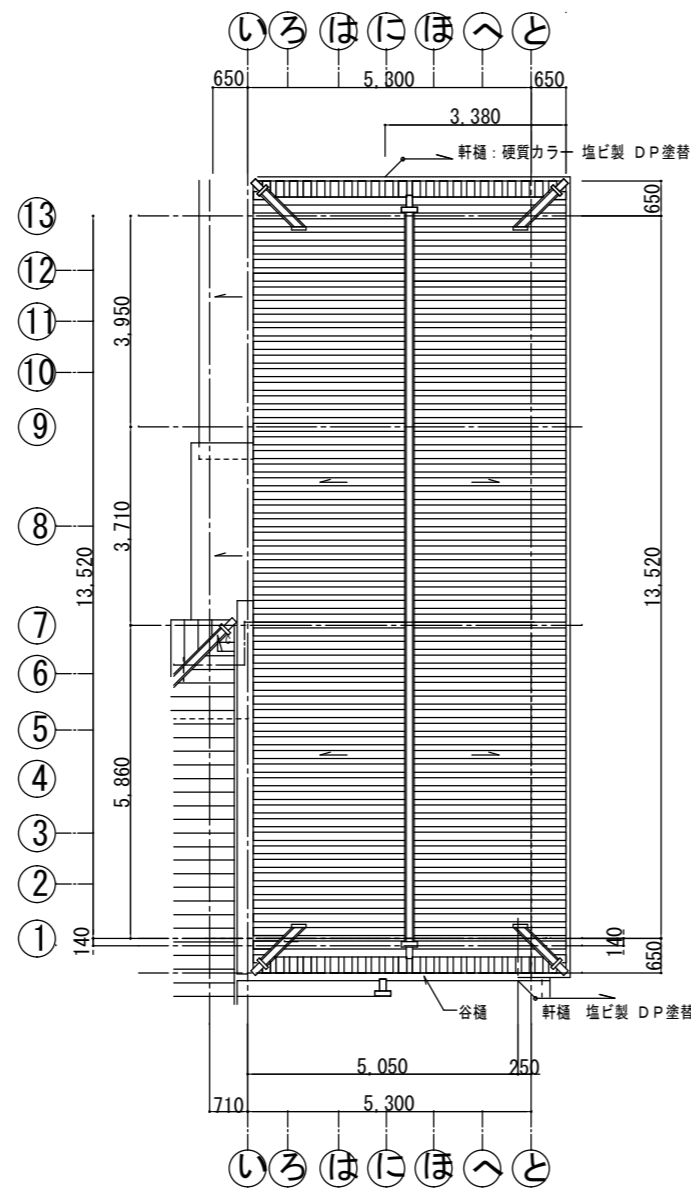
外部仕上表										
室名	既存/改修							備考	凡例	
雨戸付出格子窓 (北)	既存	屋根：杉板葺き 目板押え、出格子窓：窓側一親付切子格子、戸袋側：ささら子下見板貼り						出格子 (素地仕上)、雨戸再利用	下地 RC : 鉄筋コンクリート ECP : 押出成形セメント板 W : 木造 LGS : 軽量鉄骨 材料 SUS : ステンレススチール MDF : 中密度繊維板 けいカル板 無石綿セメント けいカルシウム板 化粧けいカル板 化粧無石綿セメント けいカルシウム板 GB-R : 石膏ボード GB-L : 石膏ラスボード (塗り壁下地) GB-D : 化粧石膏ボード GB-S : 耐水石膏ボード GB-F : 強化石膏ボード DR : 岩綿吸音板 GW : グラスウール FP : 発泡スチロール下地 塗料 EP : 合成樹脂 エマルジョンペイント EP-G : つや有合成樹脂 エマルジョンペイント OS : オイルステイン UC : ポリウレタンクリアー CL : クリアラッカー DP : 耐水性塗料 略号 HL : ヘアライン 略号 SL : スラブ天端面 FL : 各階基準床面 CH : 天井高 ・FL±0=GL+500	
	改修	屋根：杉板葺き 目板押え取替え、出格子窓：窓側一親付切子格子取替え、戸袋側：ささら子下見板貼り取替え								
雨戸付出格子窓 (南)	既存	屋根：日本瓦葺き、出格子窓：窓側一化粧丸堅格子、戸袋側：化粧杉板目板押え貼り								
	改修	屋根：日本瓦 取外し・再取付、出格子窓：窓側一化粧丸堅格子取替、戸袋側：化粧杉板目板押え貼替え								
外壁 (上壁)	既存	仕上：カラー鋼板貼 下地：土壁 (小舞壁)の上 漆喰塗り 付柱								
	改修	東側/南側・北側一部：カラー鋼板撤去 下地補修・漆喰塗り替えの上 撥水剤塗布 ちり隙コーキング打ち 付柱取替 (素地仕上)の他木部：現況のまま								
外壁 (腰壁)	既存	ささら子下見板貼、下部：付土台・雨押え、上部：腰長押・雨押え								
	改修	東側/南側・北側一部：ささら子下見板貼替 (人見板：杉t=9 赤身下部：付土台・雨押え、上部：腰長押・雨押え取替 素地仕上)その他木部：現況のまま								
長屋門	既存	門扉・潜戸、天井・化粧梁								
	改修	既存のまま								
基礎石	既存	青石								
	改修	既存のまま								
軒樋・堅樋	既存	カラー塩ビ製 軒樋：半丸150φ 同集水器 堅樋：φ75								
	改修	東側・南側・北側一部：下地調整の上DP塗 東側 (堅樋下)：樋受石 2箇所 新設								
内部仕上表										
室名	既存/改修	SL	FL	CH	床	幅木	壁	天井	廻縁	備考
売店	既存	-240 (GL+260)	-240 (GL+260)	2,840	コンクリート金コテ押え	杉h=60素地	木下地 GB-R t=12.5 薄塗仕上材塗	木下地 GB-R t=9.5 薄塗仕上材塗		
	改修	-240 (GL+260)	-240 (GL+260)	2,830	欠損部モルタル金コテ補修	既存のまま	GB-R t=9.5上貼 薄塗仕上材塗	GB-R t=9.5上貼 薄塗仕上材塗		柱根継ぎ 5か所：土壁 (小舞壁) 撤去・塗替
事務室	既存	-300 (GL+200)	-150 (GL+350)	2,400 2,100	桧縁甲板t=15 貼り	杉h=100素地	外部面：土壁下地 漆喰塗 (真壁) 内部面：GB-L t=9.5 珪藻土下地 漆喰塗 (真壁)	和紙クロス貼り GB-R t=9.5	廻縁40x40	
	改修	-300 (GL+200)	-135 (GL+365)	2,385 2,085	桧縁甲板t=15 上貼 根継補修箇所：床仕上撤去補修貼 床下地共	既存のまま 一部取替・再利用	外部面：漆喰上塗補修 根継補修箇所：土壁下地、漆喰塗 内部面：漆喰上塗補修	和紙クロス貼替	既存のまま	柱根継ぎ 2か所：土壁 (小舞壁) 撤去・補修塗 受付カウンター机取替え
太夫控室	既存	-300 (GL+200)	±0 (GL+500)	2,300	畳敷き (ワラ畳床)	畳寄杉h=60素地	外部面：土壁下地 漆喰塗 (真壁) 内部面：GB-L t=9.5 珪藻土下地 漆喰塗 (真壁)	杉貼桎合板 底目地張り	廻縁40x40	柱根継ぎ 3か所：土壁 (小舞壁) 撤去・補修塗
	改修	-300 (GL+200)	±0 (GL+500)	2,300	畳表替え 根継補修箇所：床座板撤去補修貼 床下地共	既存のまま 一部取替・再利用	外部面：漆喰上塗補修 根継補修箇所：土壁下地、漆喰塗 内部面：漆喰上塗補修	既存のまま	既存のまま	
廊下	既存	-300 (GL+200)	±0 (GL+500)	2,350	桧縁甲板t=15 貼り	杉h=60	GB-R t=12.5 珪藻土ゆらく塗り	GB-R t=12.5 珪藻土ゆらく塗り	廻縁40x40	
	改修	-300 (GL+200)	±0 (GL+500)	2,350	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	
出入口	既存	-250 (GL+250)	-250 (GL+250)	2,300	モルタル豆砂利洗だし	珪藻土金コテ押え	珪藻土ゆらく塗り GB-R t=12.5	杉貼桎合板 底目地張り 杉竿縁吹寄せ	廻縁40x40	
	改修	-250 (GL+250)	-250 (GL+250)	2,300	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	
縮尺 A2 : 100% A3 : 70.7%										
					徳島県土整備部営繕課		工事名称 R8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事 (着手日指定型)		図面番号 A - 02	
設計 R7.03		竣工		図面名称 仕上表		縮尺 1 : 00		株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 實		



長屋門 改修平面図

= 凡例 =

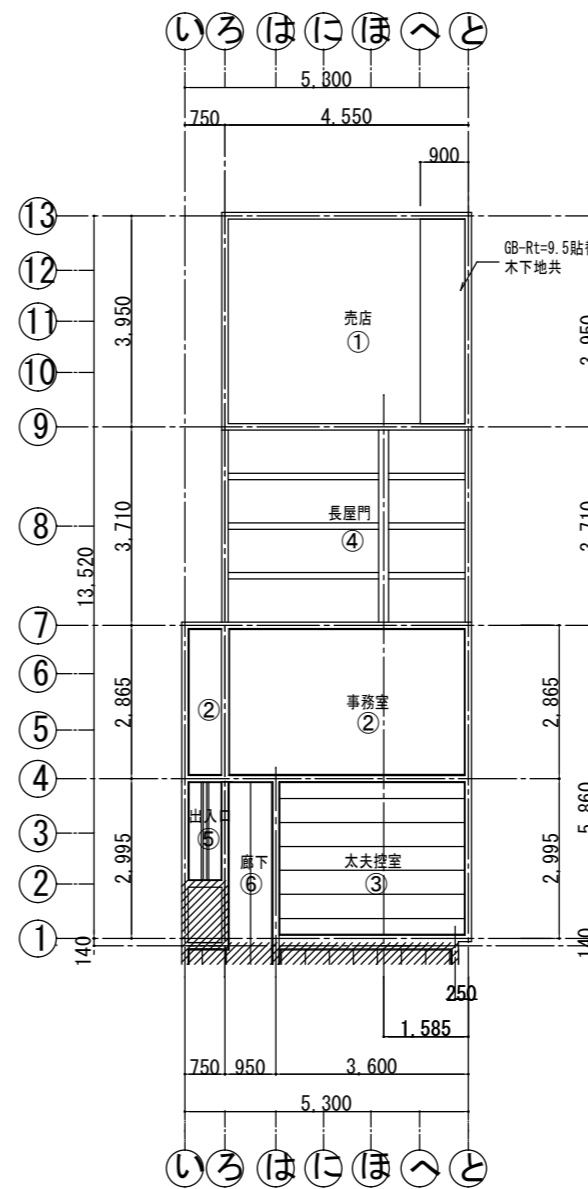
- 既存柱： 現況のまま
- 既存柱： 根継取替： 10カ所
- 工事対象外部分



長屋門 屋根伏図

= 曳家工事注意事項 =

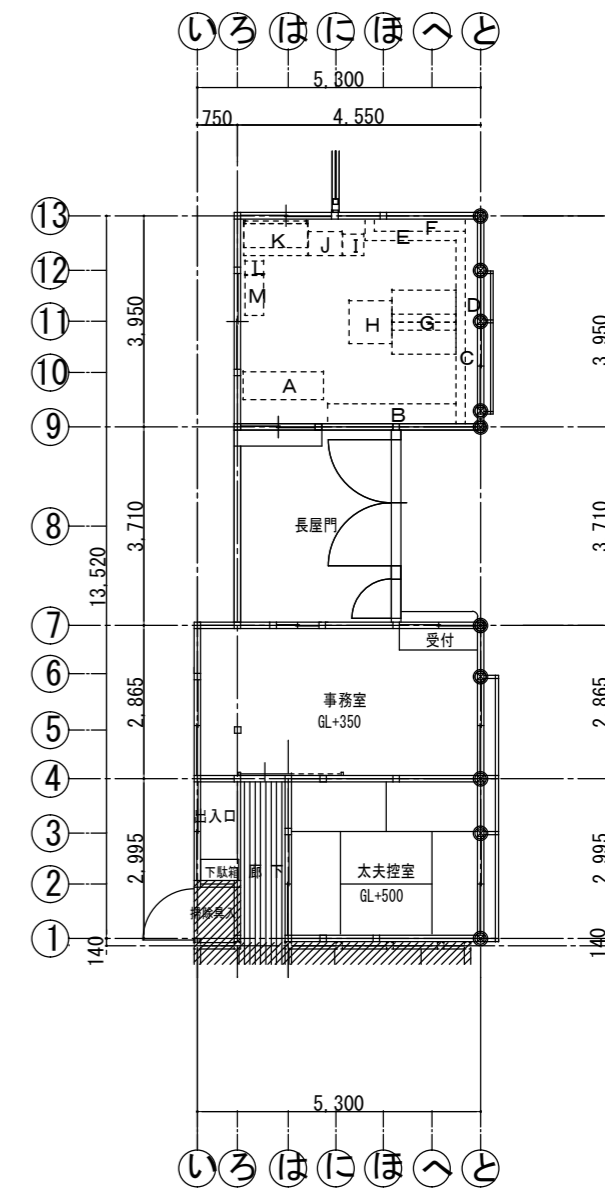
- ① 解体工事後に、柱腐朽の状況を確認の上、柱根継の作業スペースの確保及び、建物形状・バランスを考慮上で、ジャッキの位置・工法を決定し、工事関係者とも情報共有しておくこと。
- ② ジャッキアップ及びダウンは、内装・外装にヒビ割れを起こさないよう 水平にバランスよく慎重に作業を行うこと。
 工事中は、内装・外装・基礎に 雨風を充てないよう養生を行うこと。
 ジャッキダウン後は、内装・外装のヒビ割れ発生の有無を点検し、係員に報告すること。



長屋門 天井伏図

天井仕上げ

	既存	改修
①	GB-Rt=9.5下地 薄塗仕上	GB-R t=9.5上貼 薄塗仕上
②	GB-Rt=9.5下地 和紙クロス仕上	和紙クロス貼替え
③	杉貼桁合板 底目地貼り	現況のまま
④	敷板貼天井 化粧梁	現況のまま
⑤	杉貼桁合板 杉竿縁吹き寄せ	現況のまま
⑥	杉貼桁合板 底目地貼り	現況のまま
⑦	和紙クロス貼り	現況のまま



長屋門 平面図

売店移設什器備品リスト

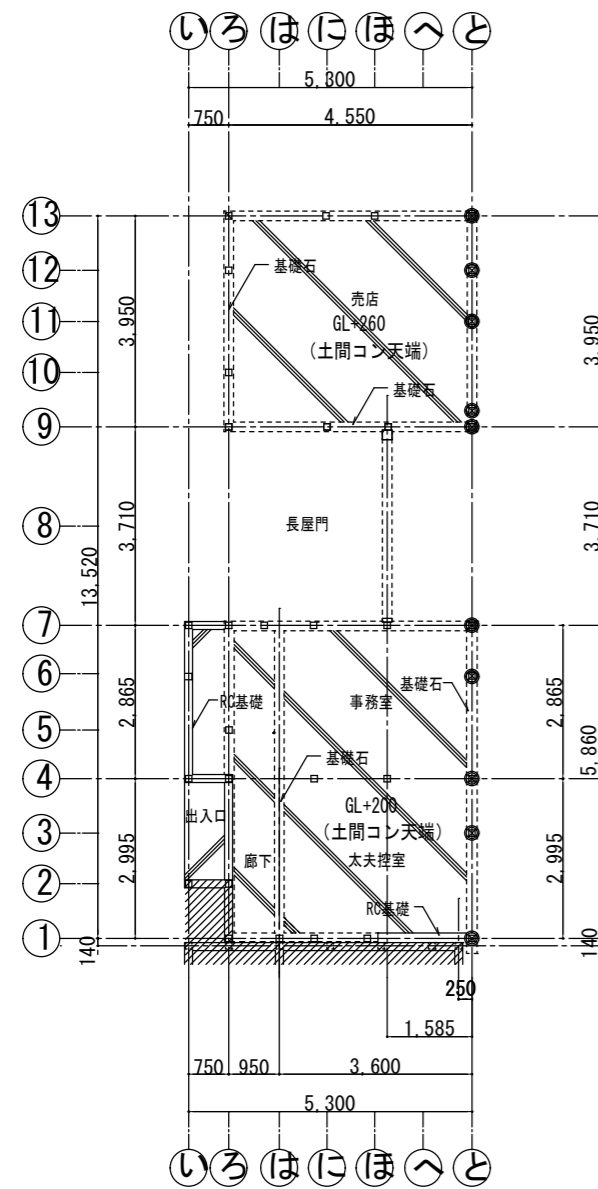
売店移設什器備品リスト	
A	レジカウンター W1500 x D520 x H800
B	陳列棚 下部オープン棚2段 W2400 x D360 x H800
C	陳列棚 下部オープン棚2段 W3750 x D360 x H800
D	陳列棚板 (ライン照明付) W3750 x D190
E	陳列棚 下部オープン棚2段 W1700 x D360 x H800
F	陳列棚板 W1700 x D190
G	ひな段付陳列棚下部オープン棚2段 W1200 x D1200 x H700
H	陳列棚 下部オープン棚1段 W800 x D800 x H580
I	陳列棚 下部オープン棚2段 W400 x D400 x H400
J	冷蔵庫 W630 x D450 x H1080
K	Gondola (キャスター付) W1200 x D600 x H1470
L	買った物カゴ ラック共
M	陳列棚 下部オープン棚2段 W750 x D350 x H980

※移設先は、施設管理者と協議のうえ決定すること。

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

○土塗壁図

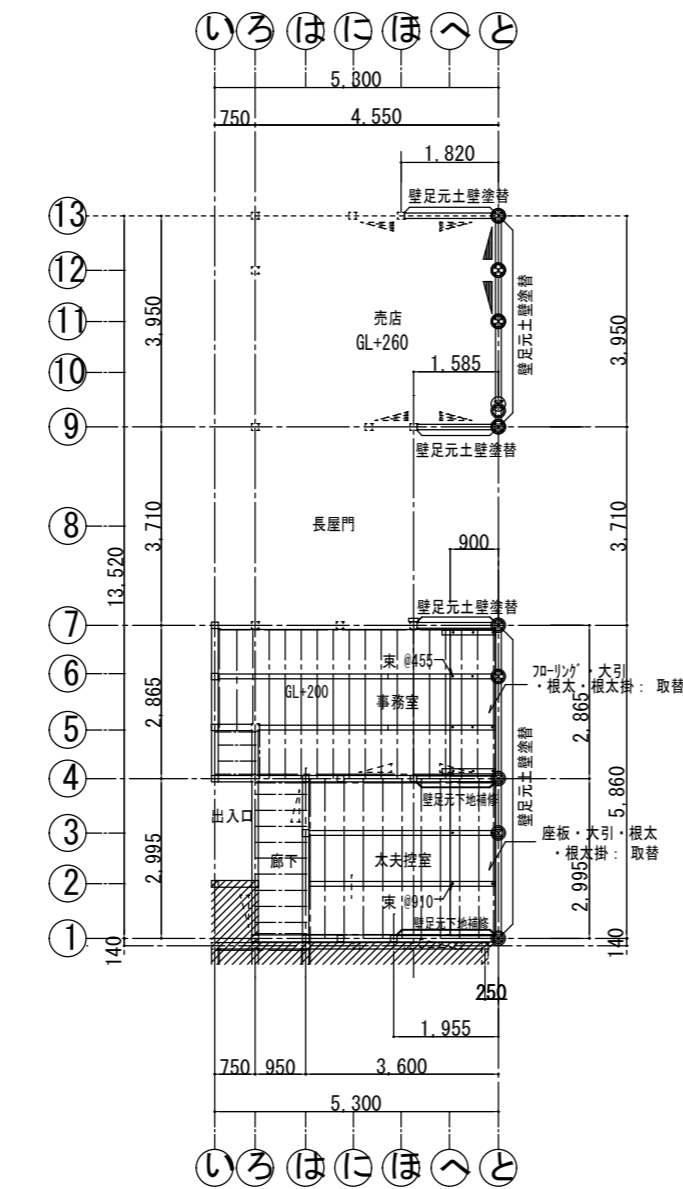
参照：(財)日本住宅・木材技術センター



長屋門 基礎伏図

=凡例=

- 既存柱：現況のまま
- ⊗ 既存柱：根継取替：10カ所
検：130X130
柱下部：基礎パッキン（気密）120X120
- 既存基礎石
- ▨ 工事対象外部分

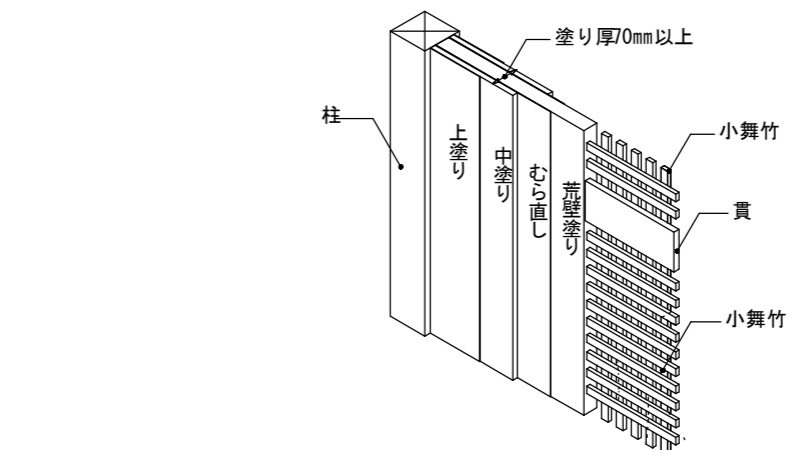
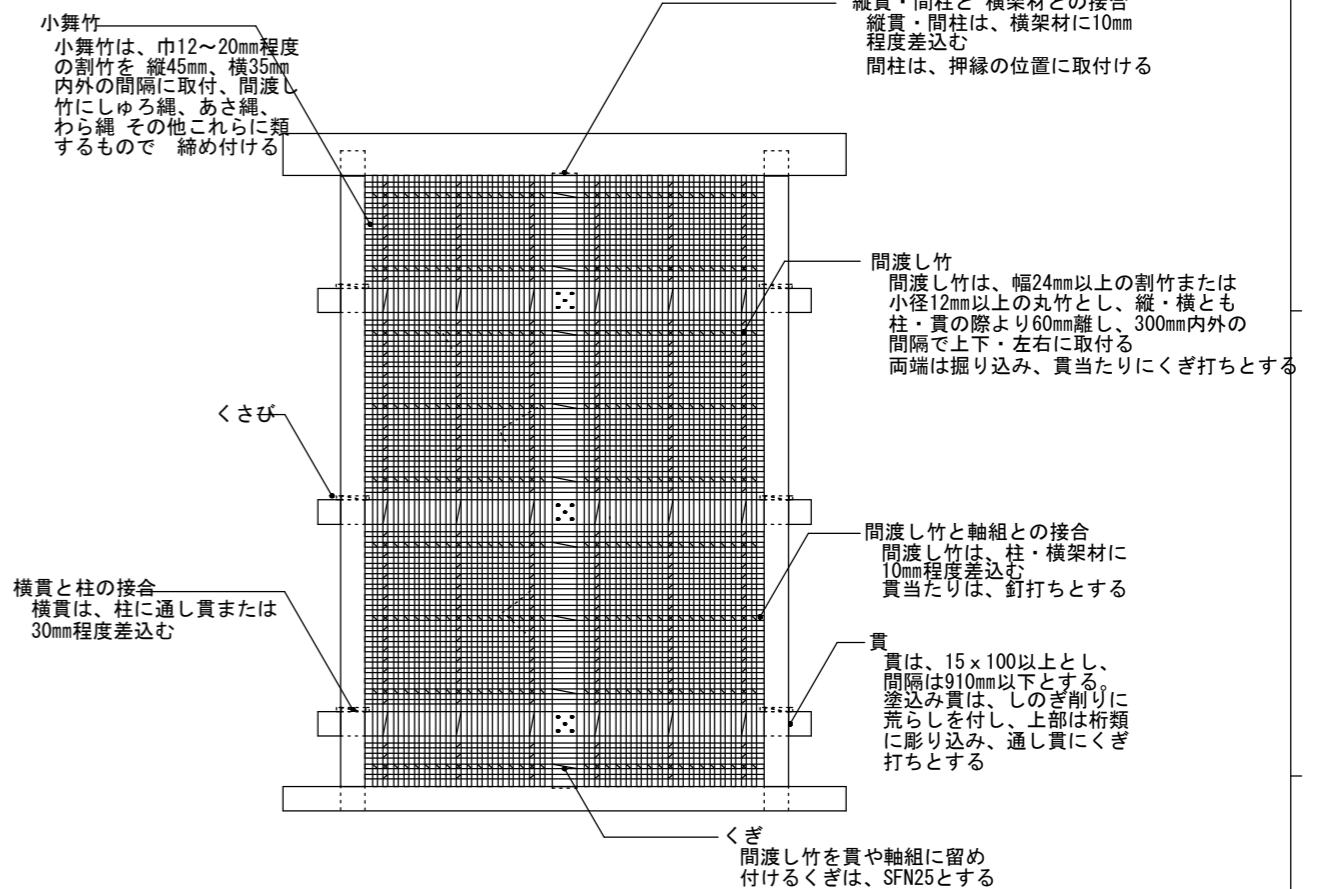


長屋門 床伏図

=凡例=

- 既存柱：現況のまま
- ⊗ 既存柱：根継取替：10カ所
- 筋違：杉30×105 既存筋違：現況のまま
- 筋違：杉15×105
- ▲ 筋違：杉15×105：取替 筋違い金物共
- 根太・根太掛・大引：補修範囲
- - 東：樹脂製

木材リスト（補修箇所）			
		事務所	太夫控室
大引き	杉	60×90 @910	90×90 @910
根太	杉	45×45 @303	45×45 @360
根太掛け	杉	45×60	45×90
床下地補修		構造用合板 厚15	杉板 厚15再利用



=材料=

荒壁土 100リットルの荒木田土・荒土・解体時の良土の壁土・その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して 0.4kg以上 0.6kg以下のわらすさを混合した練り置きもの。

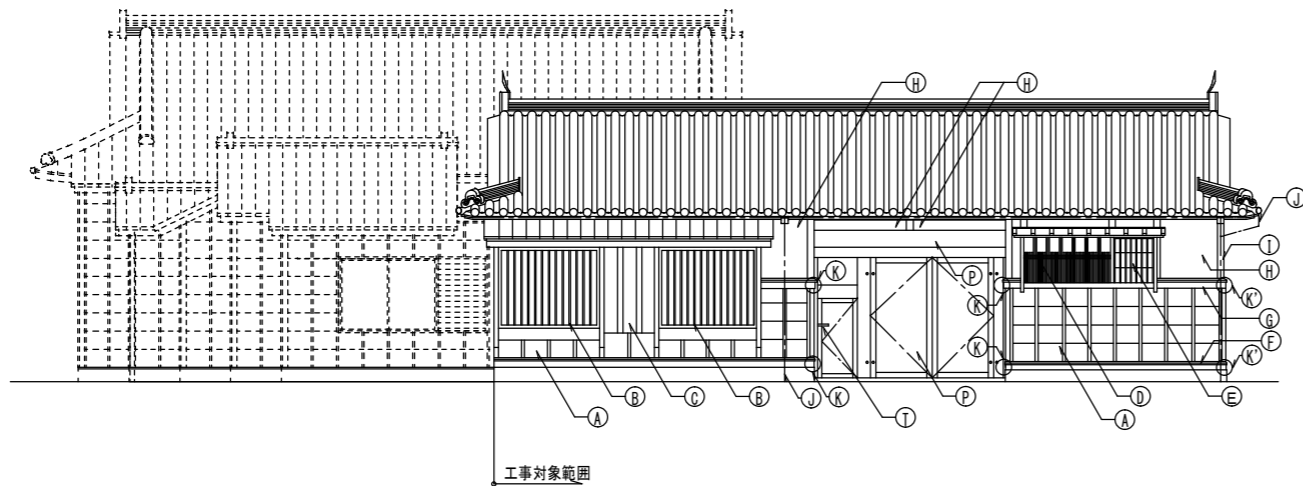
むら直し・中塗り土 100リットルの荒木田土・荒土・解体時の良土の壁土・その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して 60リットル以上 150リットル以下の砂及び0.4kg以上 0.8kg以下のもみすさを混合した練り置きもの。

=工法=

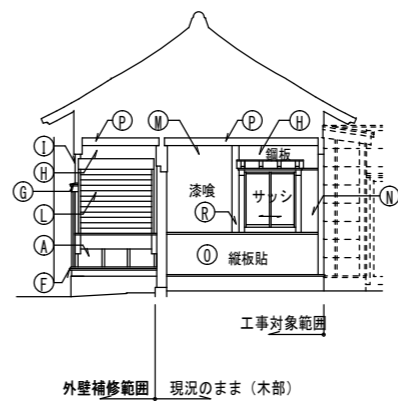
荒壁塗り 小舞下地に十分すり込んだのち塗り付、裏返し塗りをする。
荒壁塗りが、十分乾燥したのち、むら直しをする。

中塗り 中塗りは、むら直しが十分乾燥したのち、むらなく塗り付け、平滑にこて押えする。

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

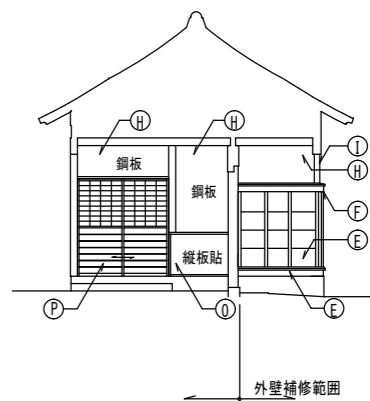


東側立面図



外壁補修範囲 現況のまま(木部)

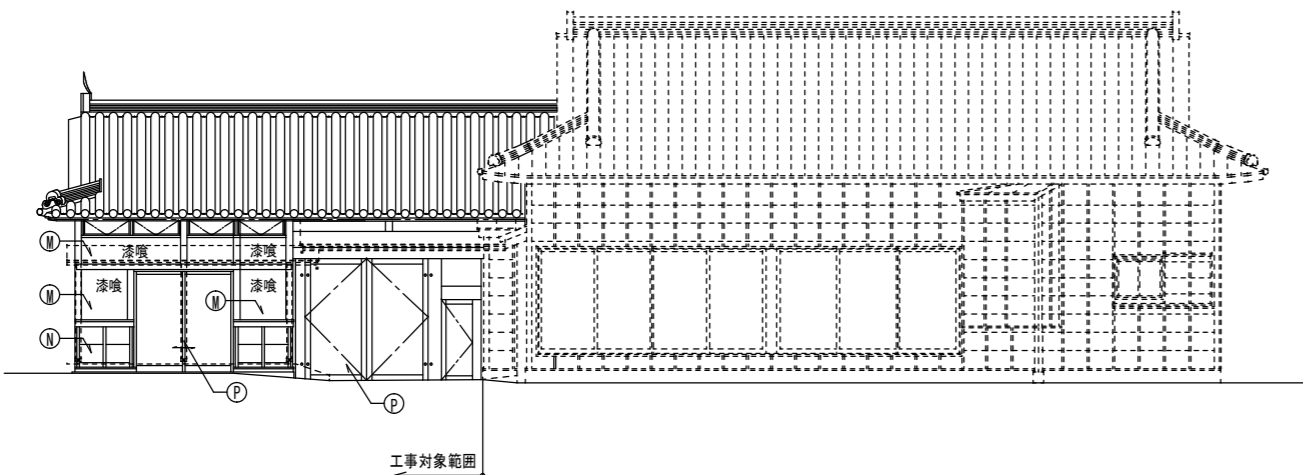
南



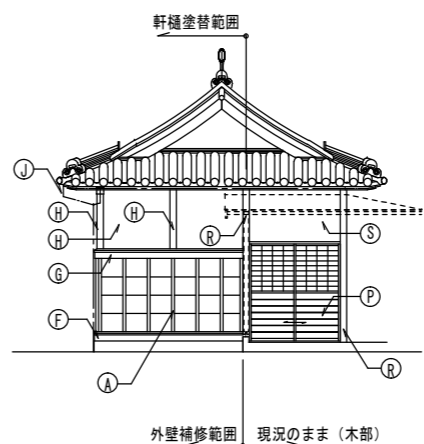
外壁補修範囲

北

長屋門

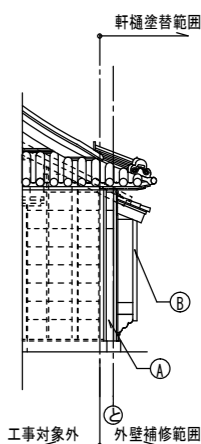


西側立面図



外壁補修範囲 現況のまま(木部)

北側立面図



工事対象外 外壁補修範囲

南側立面図

記号	既存仕上	改修概要	記号	既存仕上	改修概要
Ⓐ	腰壁：杉板さらこ下見板貼	杉板厚9(赤身)さらこ下見板貼替、押縁：杉、土壁(小舞壁)塗替	Ⓘ	軽量バランスシャッター	取外・再取付
Ⓑ	雨戸付出格子窓：化粧丸縦格子、屋根-瓦葺	桧 化粧丸棒30φ・持送り出格子取替、屋根-取外・再利用	Ⓜ	上壁：漆喰塗	既存のまま
Ⓒ	雨戸付出格子窓：化粧杉板目板押え、屋根-瓦葺	杉板厚9(赤身)、目板：杉、屋根-取外・再利用、内壁：漆喰仕上塗	Ⓝ	上壁：合板下地 塗装仕上	合板撤去、土壁(小舞壁)新設下地の上、漆喰仕上
Ⓓ	雨戸付出格子窓：親付切り格子、屋根-板貼	杉 親子切り格子取替、屋根-杉 取替	Ⓞ	腰壁：縦板貼	既存のまま
Ⓔ	雨戸付出格子窓：さらこ下見板貼、屋根-板貼	杉 さらこ下見板取替、屋根-杉 取替	Ⓟ	長屋門木部：門扉・潜り戸、柱・梁	既存のまま
Ⓕ	付土台・雨押え	桧 取替	Ⓠ	木製建具	既存のまま
Ⓖ	腰長押・雨押え	桧 取替	Ⓡ	木部：柱・付柱・梁	既存のまま
Ⓗ	上壁：が-鋼板仕上、漆喰塗、土壁下地	上壁：カラー鋼板撤去、下地調整、漆喰仕上補修の上 撥水剤塗布	Ⓢ	上壁：カラー鋼板貼	既存のまま
Ⓛ	付柱・付梁	付柱：取替、付梁：新設	Ⓣ	受付カウンター：集成材	桧 t-36 取替(素地仕上)
Ⓜ	軒樋・壁樋：カラー塩ビ製 軒樋・壁樋・同集水器	軒樋：半丸150φ、壁樋：75φ 下地調整の上DP塗 樋受石新設	Ⓤ		
Ⓚ	出隅化粧鋼板加工貼	取外・再取付：4箇所、新設：2箇所	Ⓥ		

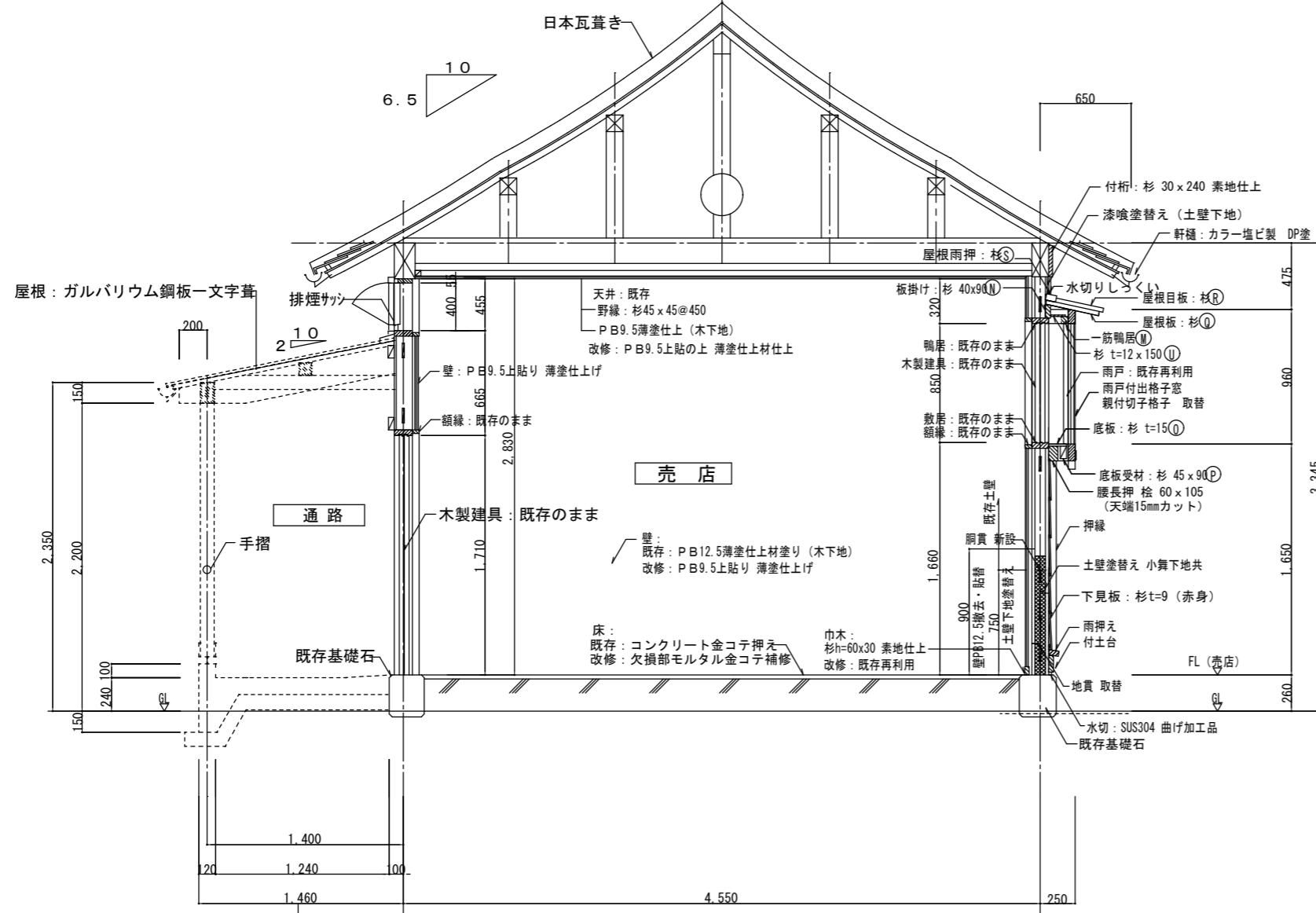
縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県県土整備部宮籍課
設計 R7.03 竣工

工事名称 R8宮籍 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
長屋門改修工事(着手日指定型)
図面名称 立面図

図面番号 A-05
縮尺 1:100

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 實



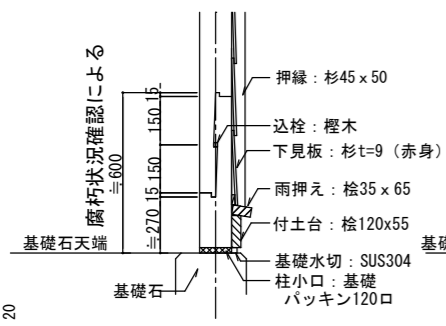
=凡例=

- 土壁撤去・塗替 (小舞壁下地共)
 - 既存土壁 (小舞壁下地)
- ※木材部材寸法は、別紙部材リストを参照

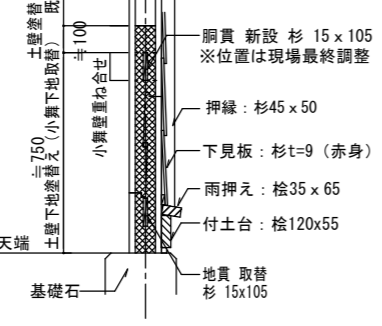
い

と

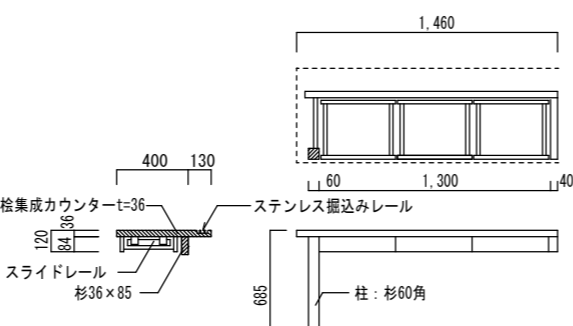
A~A断面図 1/30



金輪継ぎ S=1/20



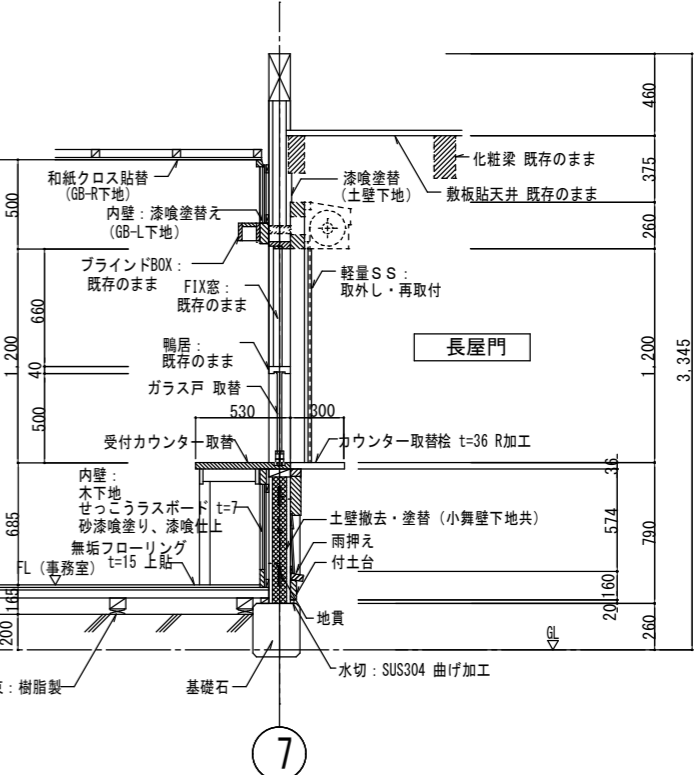
土壁継手 s=1/20



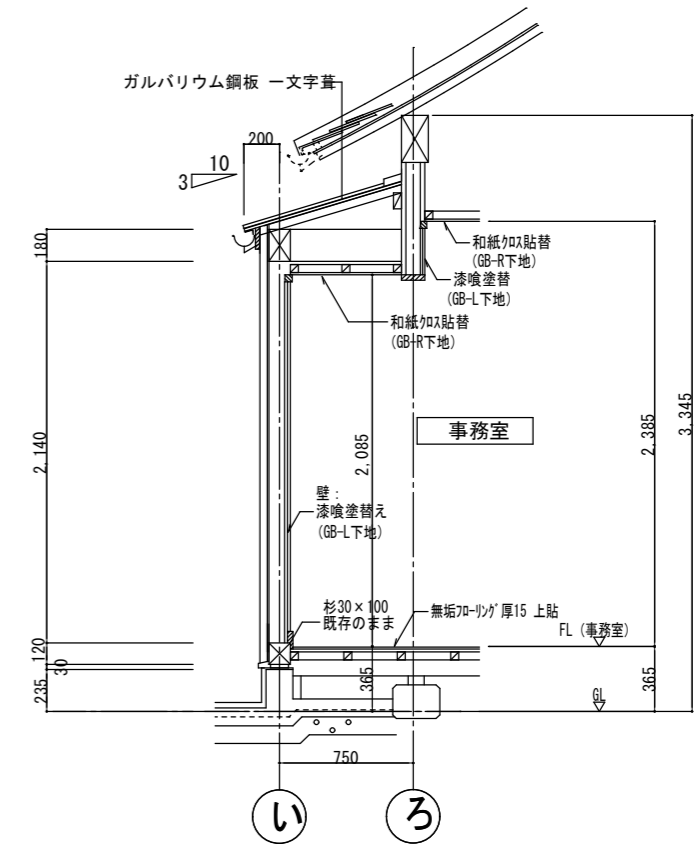
受付カウンター詳細図

○仕様

- 天板 桧集成材 t=36
- 表板 杉板 t=15
- 側板・背板 杉板 t=15
- 底板 ポリ合板
- 取っ手 アルミ取手
- 金具 スライドレール
- 塗装 ウレタンリキヤ
- ガラス戸 透明ガラス エッチング加工
- (3枚引違) ステンレスはかま はかま用プッシュ錠 エッジ引手



E断面 1/30

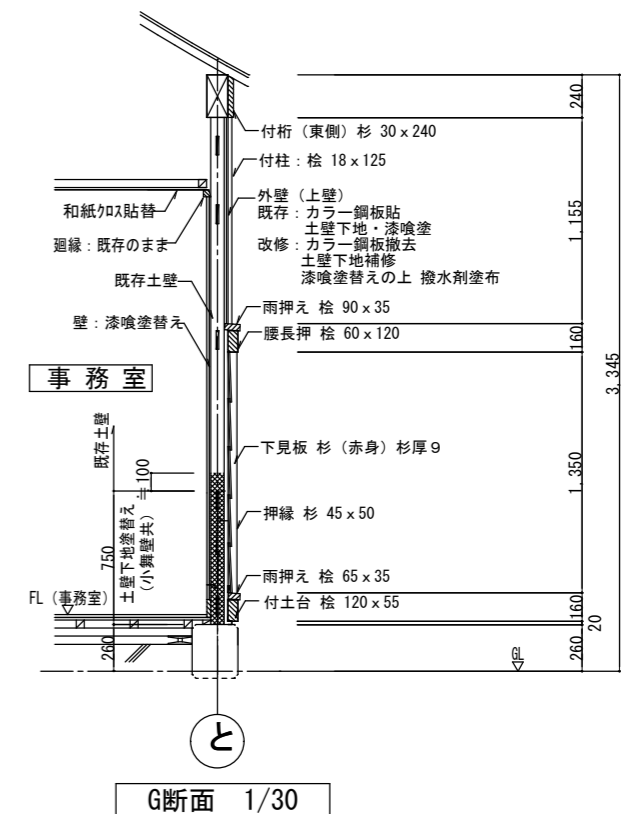
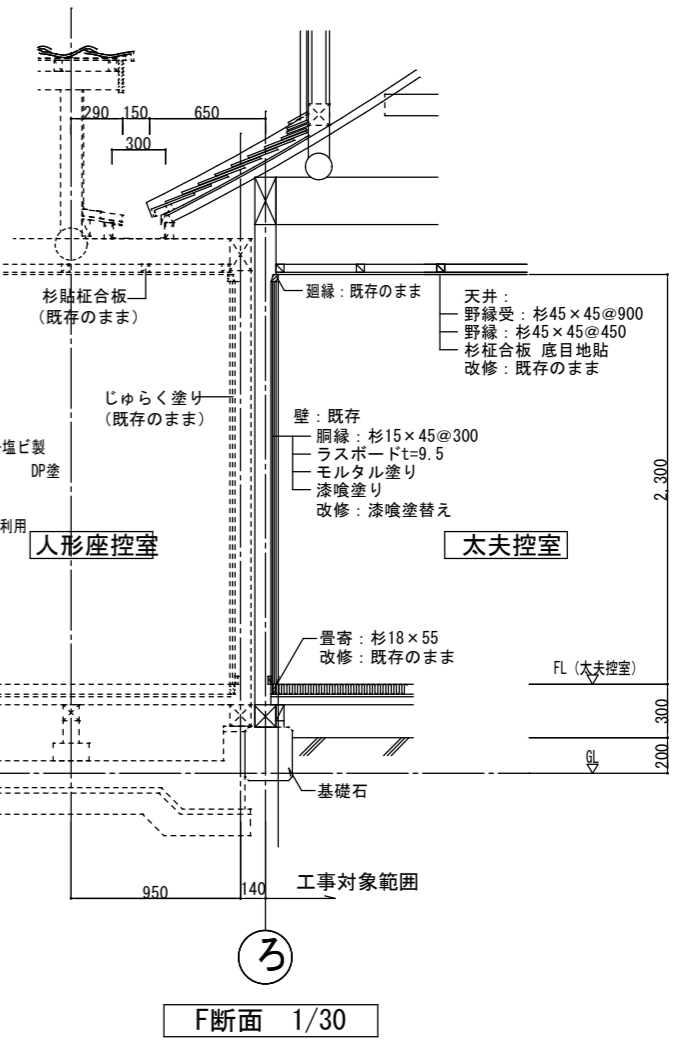
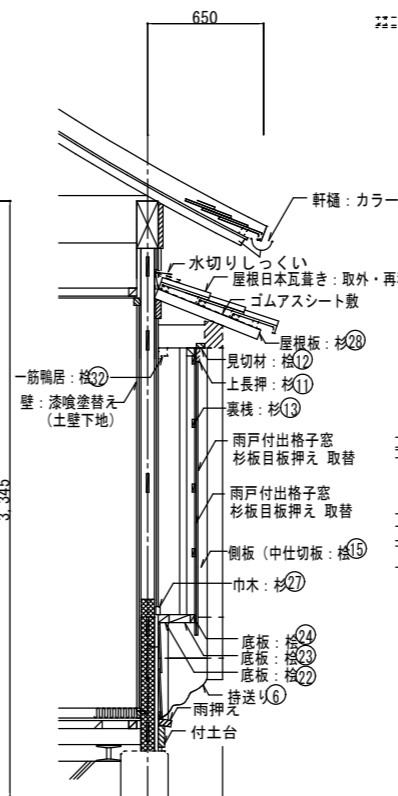
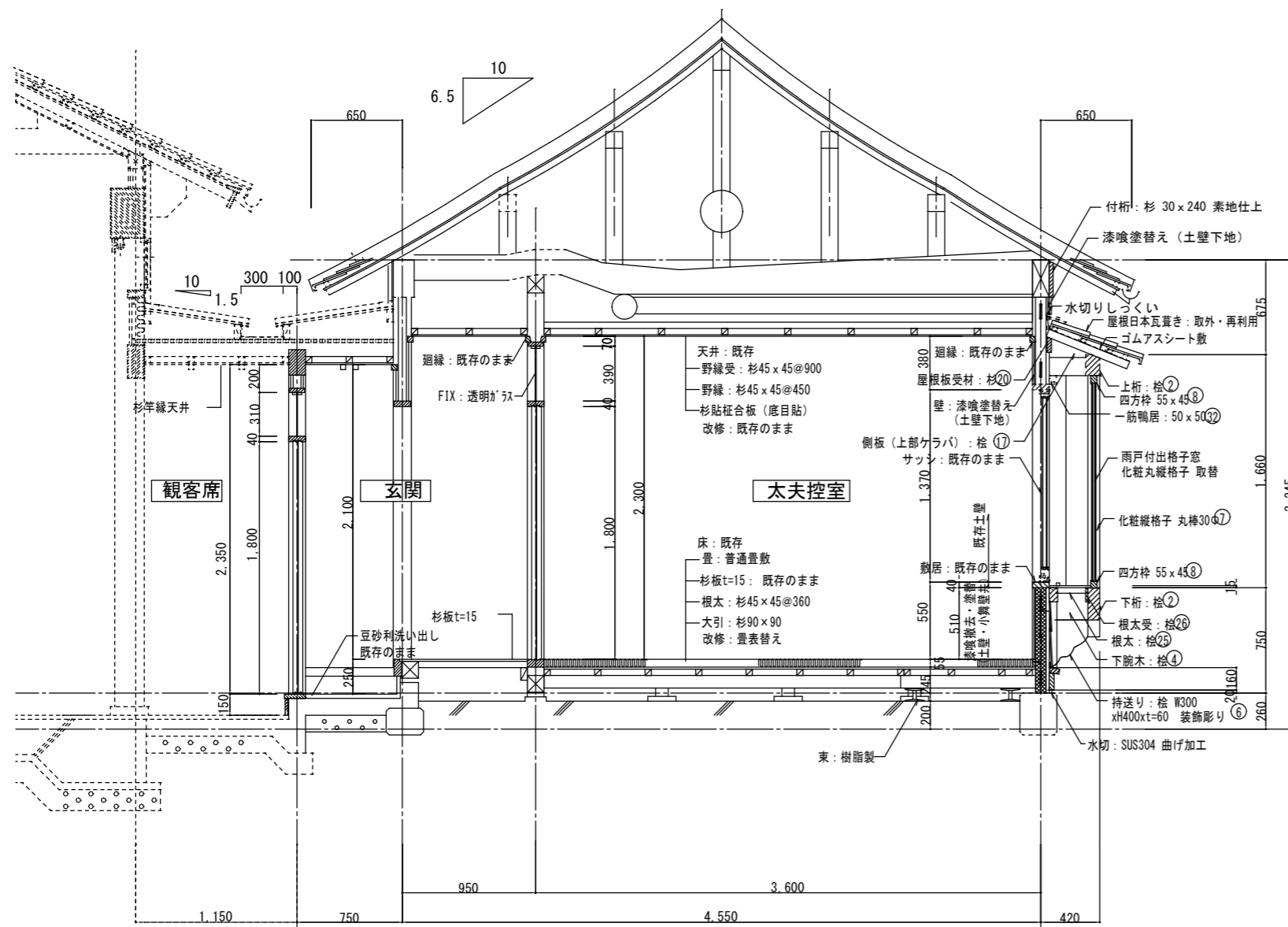


D断面 1/30

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県県土整備部営繕課		工事名称 R8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事 (着手日指定型)	図面番号 A - 06
設計 R7.03	竣工	図面名称 断面詳細図(1)	縮尺 1 : 30

株式会社 象企画設計
 TEL 088-661-4080
 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
 一級建築士登録 第86203号 林 實



＝凡例＝

 土壁撤去・塗替 (小舞壁下地共)
 既存土壁 (小舞壁下地)
 ※木材部材寸法は、別紙部材リストを参照

工事対象範囲

B~B断面図 1/30

C断面図 1/30

G断面 1/30

縮尺 A2: 100%
 A3: 70.7%

徳島県県土整備部営繕課

工事名称 R8営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
 長屋門改修工事 (着手日指定型)

図面番号 A-07

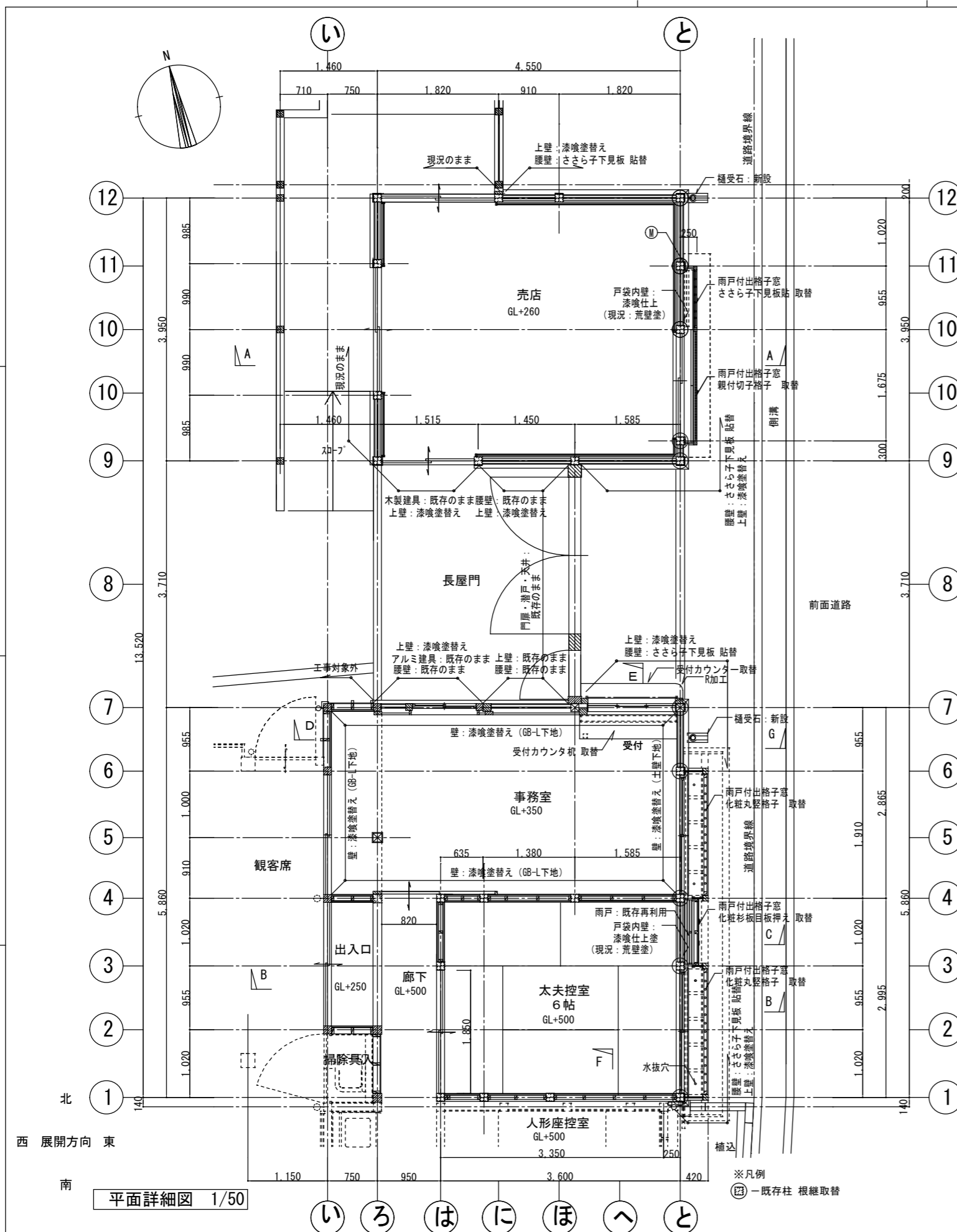
設計 R7.03

竣工

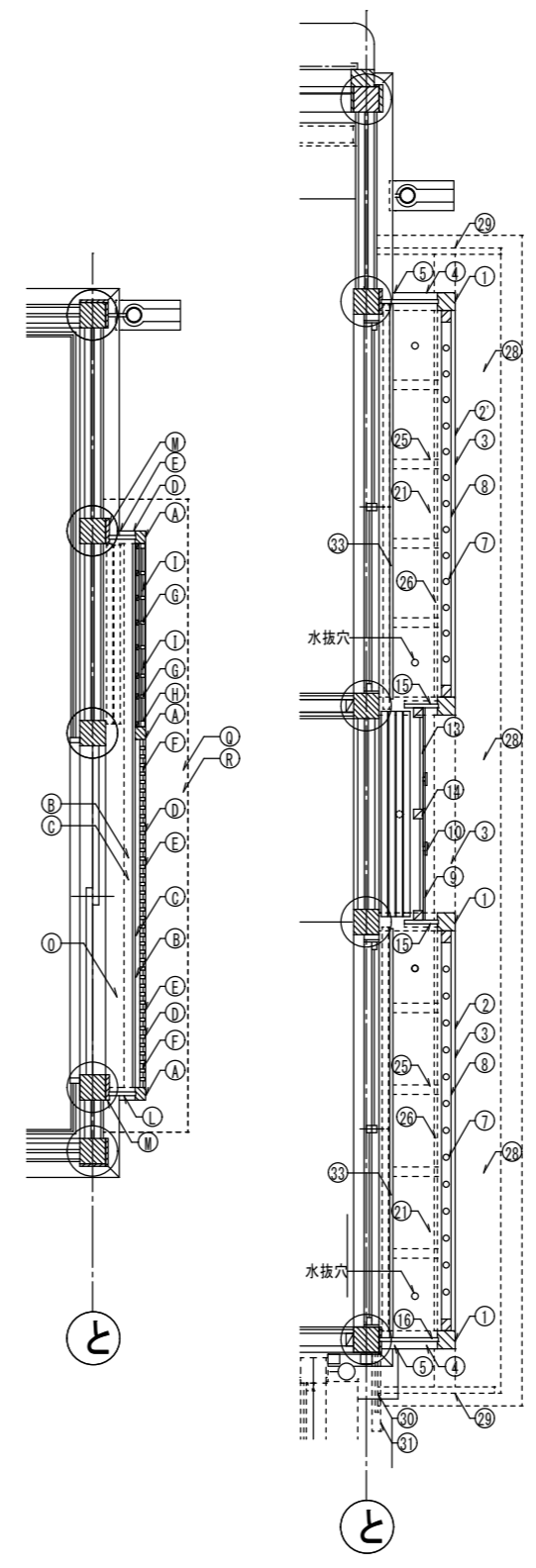
図面名称 断面詳細図 (2)

縮尺 1:30

株式会社 象企画設計
 TEL 088-661-4080
 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
 一級建築士登録 第86203号 林 實



平面詳細図 1/50



出格子木材配置 1/25

※上記に記載がない記号の部材は、断面詳細図を参照こと。
 ※見え隠れ部分などで、記載されていないなどの不具合が認められた場合は、現場監督員と協議すること。

木材リスト 雨戸付出格子窓(親子格子・ささら下見板)「北側」					
記号	名称	樹種	等級	寸法	備考
A	親柱	桧	上小	60 x 50 x 1500	
B	下桁	桧	上小	50 x 120 x 3000	
C	上桁	桧	上小	50 x 100 x 3000	
D	親縦格子(親子格子)	杉	無地	18 x 21 x 1000	
E	子縦格子(親子格子)	杉	無地	18 x 21 x 600	
F	横化粧棧(親子格子)	杉	無地	18 x 18 x 2000	
G	押縁(ささら下見板)	杉	無地	18 x 21 x 1000	
H	枠押縁(ささら下見板)	杉	無地	25 x 21 x 1000	
I	下見板(戸袋)	杉	無地	t=9 x 310 x 1000	
J	下腕木	桧	上小	60 x 120 x 500	
K	上腕木	桧	上小	60 x 100 x 500	
L	側板	杉	上小	t=15 x 150 x 1000	
M	柱見切材	桧	上小	15 x 125 x 1000	
N	屋根板受材(板掛)	杉	上小	45 x 90 x 3000	
O	底板	杉	上小	t=15 x 150 x 2000	
0	底板	杉	上小	t=15 x 150 x 1000	
P	底板受材	杉	上小	45 x 90 x 3000	
Q	屋根板	杉	上小	t=30 x 380 x 500	
R	屋根目板	杉	上小	t=30 x 80 x 500	
S	屋根雨押	杉	上小	t=50 x 80 x 2000	
T	一筋鴨居	桧	上小	50 x 50 x 2000	
u	天井板	杉	上小	t=12 x 150 x 3000	

木材リスト 雨戸付出格子窓(化粧丸縦格子・杉板目板押え)「南側」					
記号	名称	樹種	等級	寸法	備考
1	親柱	桧	上小	85 x 85 x 2000	
2	下桁	桧	上小	85 x 230 x 3000	
2'	下桁	桧	上小	85 x 230 x 2000	
3	上桁	桧	上小	100 x 150 x 6000	
4	下腕木	桧	上小	85 x 230 x 500	
5	上腕木	桧	上小	100 x 130 x 500	
6	持送り	桧	上小	t 60 x W300 x H400	
7	化粧縦格子	桧	上小	化粧丸30φ x 1500	
8	同上4方枠	桧	上小	55 x 45 x 2000	
9	下見板(戸袋)	杉	無地	t=9 x 300 x 2000	
10	目板(戸袋)	杉	無地	t=9 x 120 x 2000	
11	上長押(戸袋)	杉	上小	t=18 x H80 x 1500	
12	見切材(戸袋)	桧	上小	35 x 45 x 1500	
13	表棧(戸袋)	杉	上小	15 x 45 x 1000	
14	同上受材(戸袋)	杉	上小	45 x 45 x 1500	
14	同上受材(戸袋)	杉	上小	45 x 45 x 1500	
15	側板(中仕切板)	桧	上小	t=18 x H170 x 2000	
16	側板(妻板)	桧	上小	t=18 x H300 x 2000	
17	側板(上部ケラバ)	桧	上小	△ t=12 x H150 x 400	
18	柱見切材	桧	上小	15 x 125 x 2000	北側・南内側
19	柱見切材	桧	上小	15 x 60 x 2500	南外側
20	屋根板受材(板掛)	杉	上小	45 x 100 x 3000	
21	底板	杉	上小	t=15 x 300 x 2000	
22	底板(戸袋)	杉	上小	45 x 60 x 1000	
23	底板(戸袋)	杉	上小	45 x 120 x 1000	
24	底板(戸袋)	杉	上小	45 x 25 x 1000	
25	根太(底板受)	桧	上小	40 x 40 x 500	
26	根太受	桧	上小	15 x 100 x 2000	
27	巾木(戸袋)	杉	上小	25 x 45 x 1500	
28	屋根板	杉	上小	t=55 x 300 x 1000	
29	破風板	桧	上小	30 x 120 x 1000	
30	絵振板	桧	上小	t=24 x W300 x H400	
31	笠木(絵振板)	桧	上小	45 x 45 x 500	
32	一筋鴨居	桧	上小	50 x 50 x 2000	
32	一筋鴨居	桧	上小	50 x 50 x 1000	
33	雨戸レール棧木	桧	上小	25 x 25 x 2000	

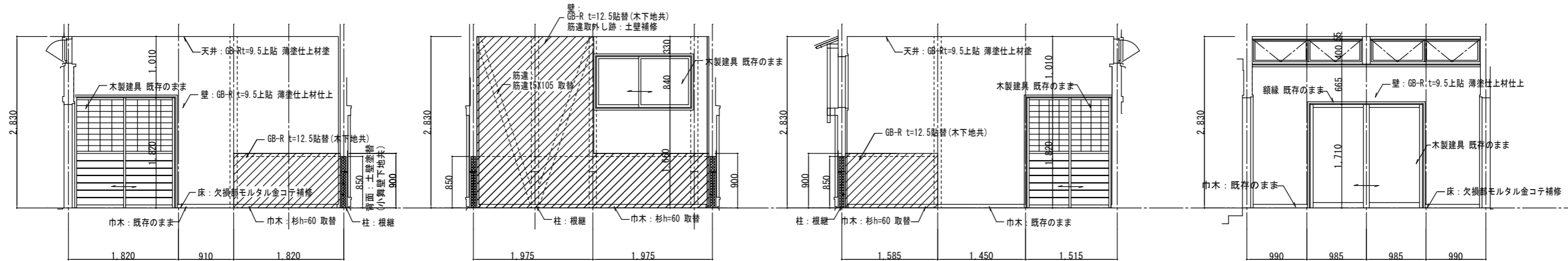
=注記=
 ※造材は、仕上がり寸法とする。
 ※構造材は、抜き立て寸法とする。

縮尺 A2 : 100%
 A3 : 70.7%

徳島県県土整備部営繕課
 設計 R7.03 竣工
 工事名称 R8営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
 長屋門改修工事(着手日指定型)
 図面名称 平面詳細図・部材リスト

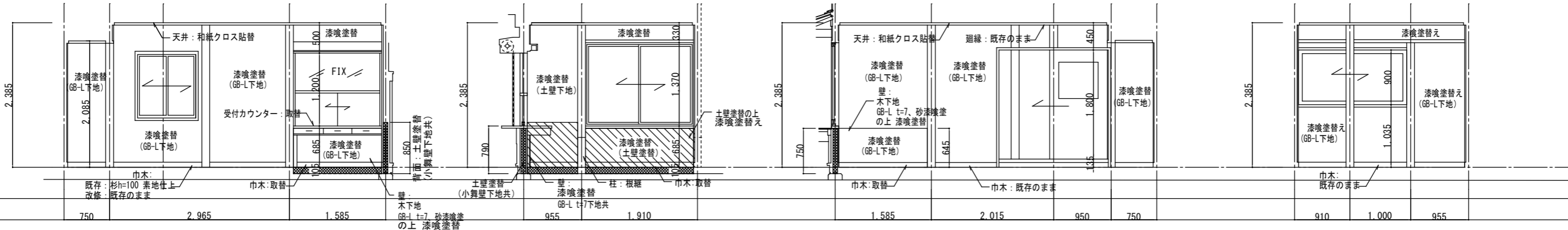
図面番号 A-08
 縮尺 1:50

株式会社 象企画設計
 TEL 088-661-4080
 徳島市雑賀町西開67-1
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
 一級建築士登録 第86203号 林 實



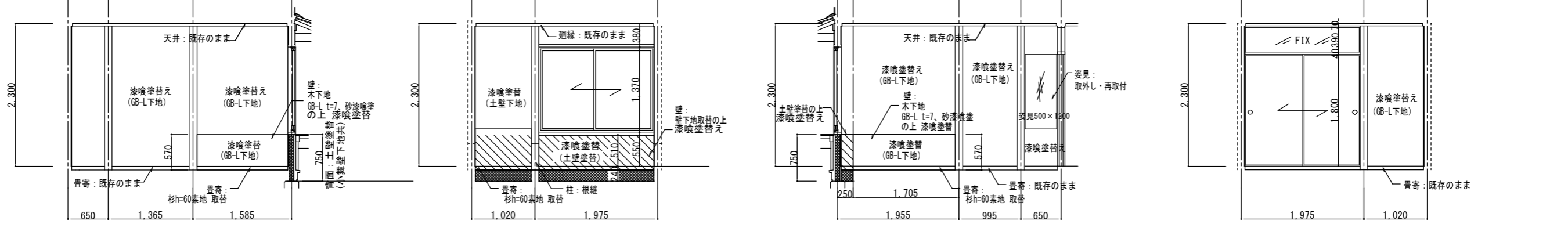
北 東 南 西

売店



北 東 南 西

事務室



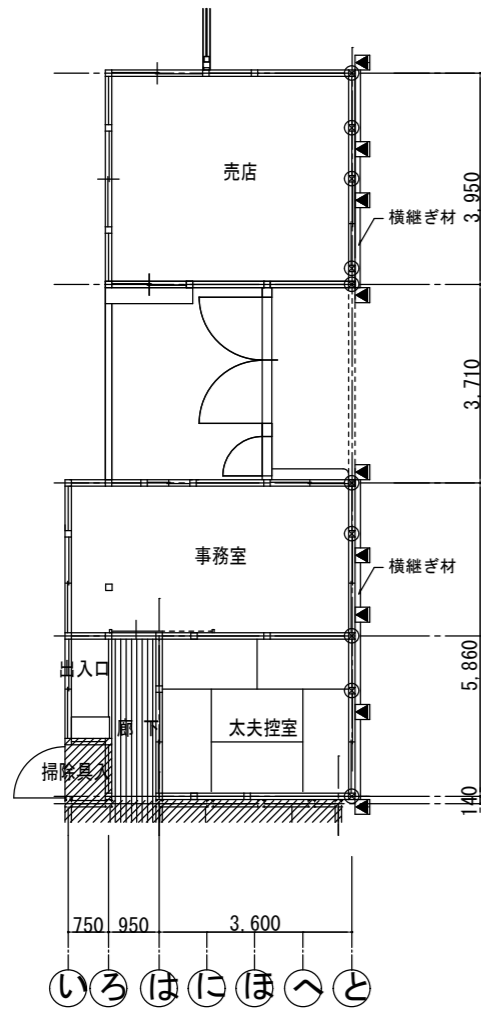
北 東 南 西

太夫控室

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

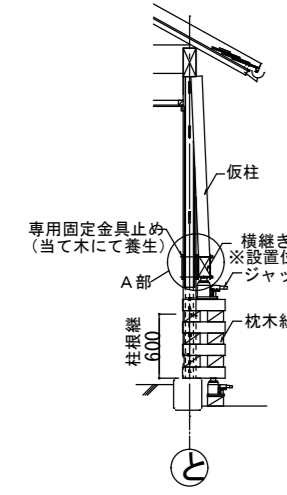
徳島県県土整備部営繕課		工事名称 R 8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修工事 (着手日指定型)	図面番号 A - 09
設計 R7.03	竣工	図面名称 展開図	縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
 TEL 088-661-4080
 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
 一級建築士登録 第86203号 林 實

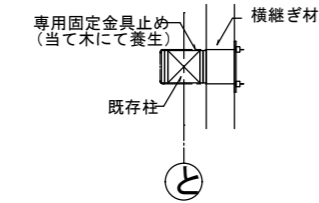


平面図 S=1/100

- =凡例=
- ⊗ 柱根継ぎ替: 10カ所
 - ▲ ジャッキ設置位置 (参考)
※現場最終確認による

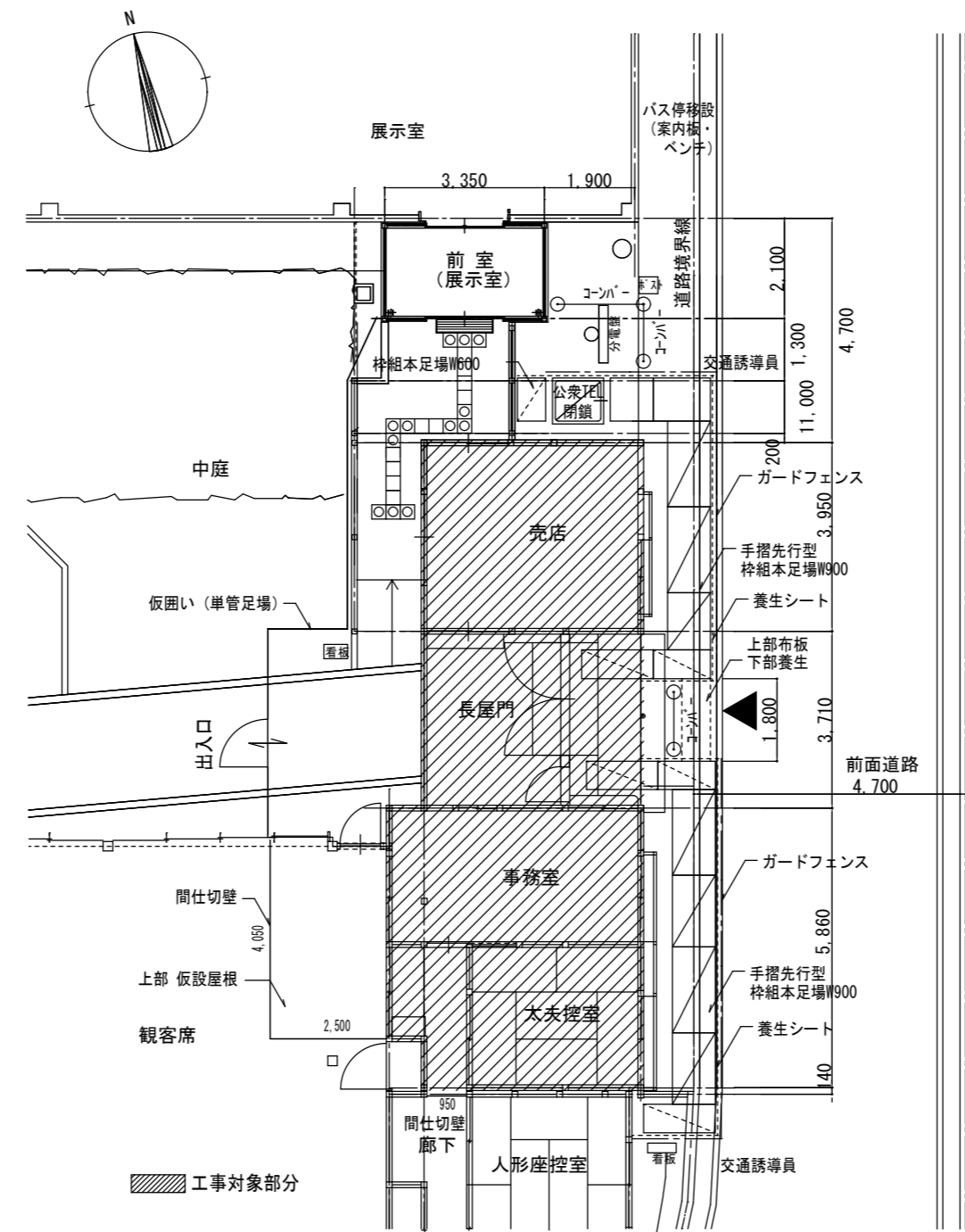


断面図 S=1/50



A部平面 S=1/20

柱受け工事図 (参考)



仮設計画面 (参考) S=1/100

=工事概要=

- ① 工事着手までに 道路占有許可等について、関係機関と協議を行い 道路占有許可を取得しておく事。
- ② 下記の2項目の事項についても、関連機関と協議しておく事。
 - ・工事期間中の公衆電話の閉鎖。
 - ・工事期間中のバス停の停留所位置の変更。
- ③ 工事期間中の交通誘導員の配置は、東道路の仮設足場の両側に常時 配置し、車両・行人の安全確保に務める。
- ④ 道路沿いに「手摺先行型枠組本足場 W=900」を設ける。
- ⑤ 公衆電話等の狭い箇所には、「枠組本足場 W=600」を設ける。
- ⑥ 枠組足場には、養生シート張りをを行い、さらに道路側には 安全対策の為、ガードフェンスを設ける。
- ⑦ 工事終了後の夜間には、チューブライトにて安全対策を行う。
- ⑧ 道路側からの施設への出入口足場には、三方向養生を行う。
- ⑨ 枠組足場側の軒下には雨除けの為、合板にて仮設屋根 (片流れ) を設ける。
- ⑩ 工事期間中の仮設事務所の設置予定は無いが、工事施工業者側が必要である 場合は、駐車場に設置可能である。
- ⑪ 工事期間中の仮設便所は、駐車場に設置とする。
- ⑫ 工事期間中の仮設電気・仮設水道は、工事施工業者負担にて使用可能である。
- ⑬ 売店の商品棚の取外し、商品の移動作業は、本工事とする。
移動先は、施設内の施設管理者の指定箇所とする。

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

徳島県国土整備部営繕課
設計 R7.03 竣工

工事名称 R8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
長屋門改修工事 (着手日指定型)
図面名称 仮設計画面図・柱受け工事図 (参考)

図面番号 A-10
縮尺 1:100

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第91093号
林 實

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。
 - 官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、**監理指針<1> 1.1.3を参考とする。**
 - 自家用電気工作物の保安規程（ 本工事に關し定める ・ **既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)** ）
 - 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - 本受電後引渡しまでの基本料金（ 本工事 ・ 別途 ）
- 官公署その他への届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

3. 施工条件

施工条件は次による。

- 工事計画においては、事前に施設、監督者と調整の上、決定すること。
- 施設内では、施設側の動線と工事のための動線が重ならないように、工事用動線を定め、施設の承諾を得る。
- 協議等の結果は、工事関係者に確実に周知させ、また、現場の目立つ場所に掲示する。
- その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上、
- 決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

4. 養生等

- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
注意事項	

5. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	バント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 <p>※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。</p>
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

6. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 耐震施工 （参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)）

- 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
 - なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - 設計用水平地震力
 - 機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
 - 設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 施設の分類、地域係数
 - 施設の分類(**特定の施設** ・ 一般の施設)
 - 地域係数(**1.0** ・ 0.9)
 - 重要機器
 - (配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
 - 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・
 - 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
 - 水槽類にはオイルタンク等を含む。
② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. 試験

- 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。
- 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
- 次の項目は、**施工前**と**施工後**に行うものとする。
 - 照度測定**
 - 絶縁抵抗測定**

3. その他共通事項

- 配管工事
 - 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠べい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)
 - 屋外の防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製 ・ 樹脂製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装)とする。
 - 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- 配線工事
 - 高圧ケーブルの種類(EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル)は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。
- 塗装工事
 - 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- 配線器具
 - 図面に記載なきフラッシュプレート材質は、新金属製とする。
- 支持金物等
 - 屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- 用途別表示
 - 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
 - なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- その他
 - 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3章 電灯設備

1. 照明器具

- LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

4章 その他

1. 機器取付高さ

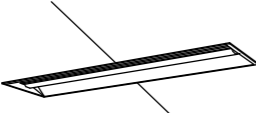









次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
〃（台上）	台上～中心	150	
〃（土間）	床上～中心	800～1,300	
〃（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
〃（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
〃（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アツチネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン（一般）	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
〃（外部受付）	床上～中心	標準図による	
〃（モニタ付）	床上～中心	1,400	
〃（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器（都市ガス）	天井下～下端	300	
〃（LPガス）	床上～下端	300	

2. 配線記号等

- EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 (G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
 (16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
 (19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

照明器具参考姿図

A	LEDベースライト 埋込型40形 下面開放型 W300	B	LEDダウンライト 100形	C	LEDダウンライト 100形 和風角型	D	LEDスポットライト 100形電球1灯器具相当 配線ダクト用								
 <p>リニューアル用、一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力4.3、1W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛鋼板、反射板：銅板（高反射白色粉体塗装） ライトカバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 公共施設型番：LRS20-4-65</p>	 <p>LED内蔵<ワシコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 5000K、Ra85、拡散タイプ 光源光束角15度、光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 器具光束：1045lm、消費電力：7W、電圧：100～242V 反射板（上部）：プラスチック（ホワイト） 反射板（下部）：銅板（ホワイトつや消し仕上） 枠：銅板（ホワイトつや消し仕上）、埋込穴φ100 公共施設型番：LRS1-08</p>	 <p>LED内蔵<ワシコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 3000K、Ra85、拡散タイプ 器具光束：975lm、消費電力：7W、電圧：100～242V 光束維持時間：40000時間（光束維持率85%） 反射板（上部）：プラスチック（ホワイト） 反射板（下部）：銅板（ホワイトつや消し仕上） 枠：木製（白木）、埋込穴φ150</p>	 <p>電球色（2700K）、Ra83 器具光束660lm、消費電力8.2W、電圧100V 100V配線ダクト用、拡散タイプ、天井付・壁付取付専用 セード：アルミダイカスト（ホワイト） 可動範囲上下90度、回転方向360度 位相制御式（2線式）</p>	E	LEDシーリングライト	F	LEDシーリングライト 和風タイプ	G	LEDキッチンライト 15形直管蛍光灯1灯器具相当			 <p>昼光色（6500K）、Ra83/電球色（2700K）、Ra83 器具光束5630lm、消費電力41W、電圧100V LED内蔵、電源ユニット内蔵、プッシュプル方式、カチットF 光源寿命40000時間（光束維持率70%） カバー：アクリル（乳白つや消し） リモコンで（100%～5%）調光、専用リモコン送信器同梱</p>	 <p>昼光色（6500K）、Ra83/電球色（2700K）、Ra83 器具光束4300lm、消費電力36.3W、電圧100V LED内蔵、電源ユニット内蔵、回転器具方式、カチットF 光源寿命40000時間（光束維持率70%） 下面パネル：アクリル（乳白つや消し） 側面強化和紙張り、木製（白木） リモコンで（100%～5%）調光、専用リモコン送信器同梱</p>	 <p>昼光色（6500K）、Ra83/電球色（2700K）、Ra83 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束840lm、消費電力9.5W、電圧100V 拡散タイプ、天井直付型・壁直付型、コンセント付 カバー：プラスチック（乳白） スイッチ付、両面化粧タイプ W=450 H=65 出し564</p>	
E	LEDシーリングライト	F	LEDシーリングライト 和風タイプ	G	LEDキッチンライト 15形直管蛍光灯1灯器具相当										
 <p>昼光色（6500K）、Ra83/電球色（2700K）、Ra83 器具光束5630lm、消費電力41W、電圧100V LED内蔵、電源ユニット内蔵、プッシュプル方式、カチットF 光源寿命40000時間（光束維持率70%） カバー：アクリル（乳白つや消し） リモコンで（100%～5%）調光、専用リモコン送信器同梱</p>	 <p>昼光色（6500K）、Ra83/電球色（2700K）、Ra83 器具光束4300lm、消費電力36.3W、電圧100V LED内蔵、電源ユニット内蔵、回転器具方式、カチットF 光源寿命40000時間（光束維持率70%） 下面パネル：アクリル（乳白つや消し） 側面強化和紙張り、木製（白木） リモコンで（100%～5%）調光、専用リモコン送信器同梱</p>	 <p>昼光色（6500K）、Ra83/電球色（2700K）、Ra83 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束840lm、消費電力9.5W、電圧100V 拡散タイプ、天井直付型・壁直付型、コンセント付 カバー：プラスチック（乳白） スイッチ付、両面化粧タイプ W=450 H=65 出し564</p>													

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R8営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
長屋門改修設計業務（着手日指定型）

図面番号 E - 01

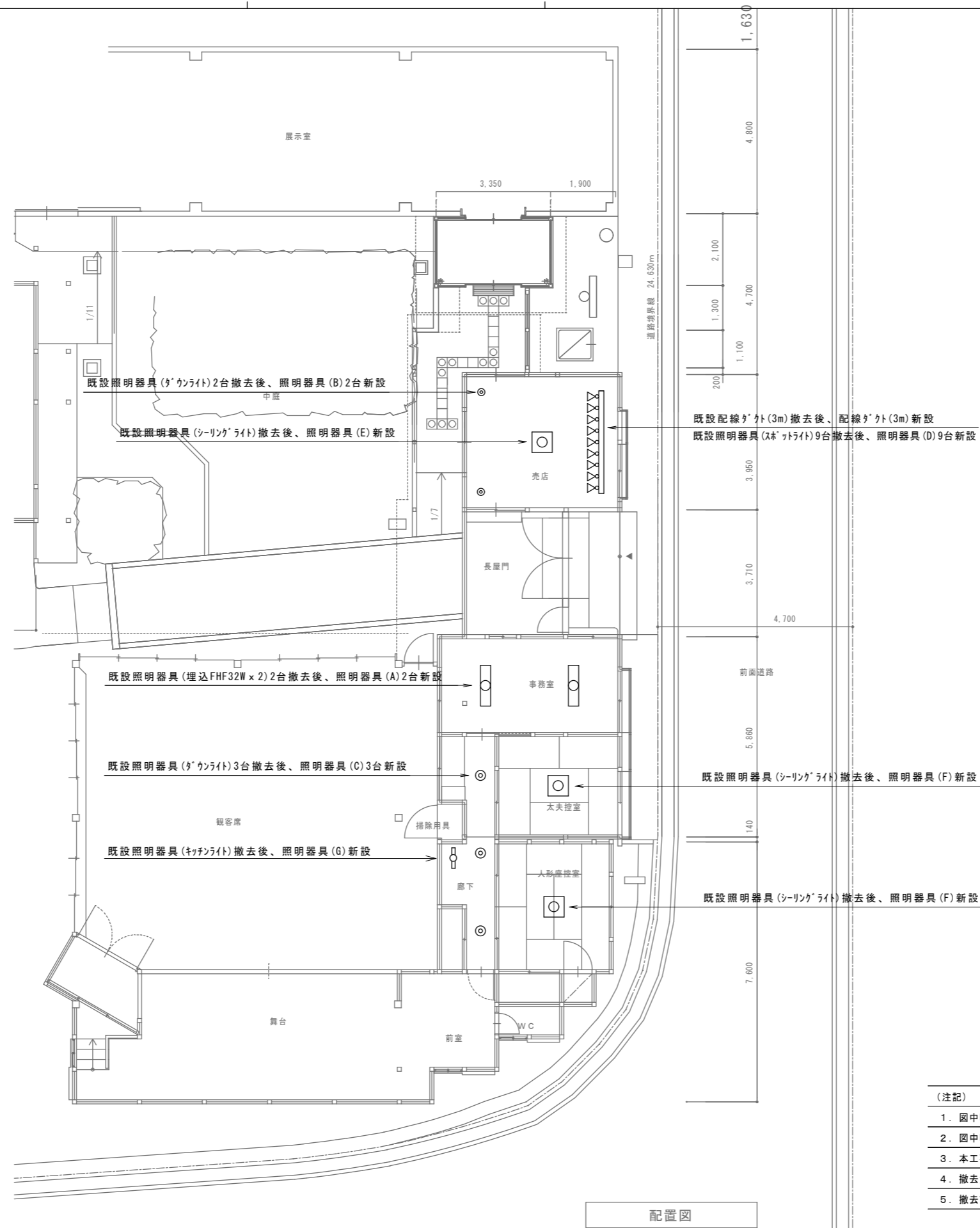
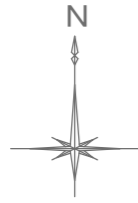
株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第68203号 林 貴

設計 R7.03

竣工

図面名称 照明器具姿図

縮尺 NON



- (注記)
1. 図中明記なき実線 ———— で示す照明器具はすべて更新(新設)とする。
 2. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工程進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 3. 本工程施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 4. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 5. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土木整備部管轄課

工事名称 R8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
長屋門改修設計業務 (着手日指定型)

図面番号 E - 02

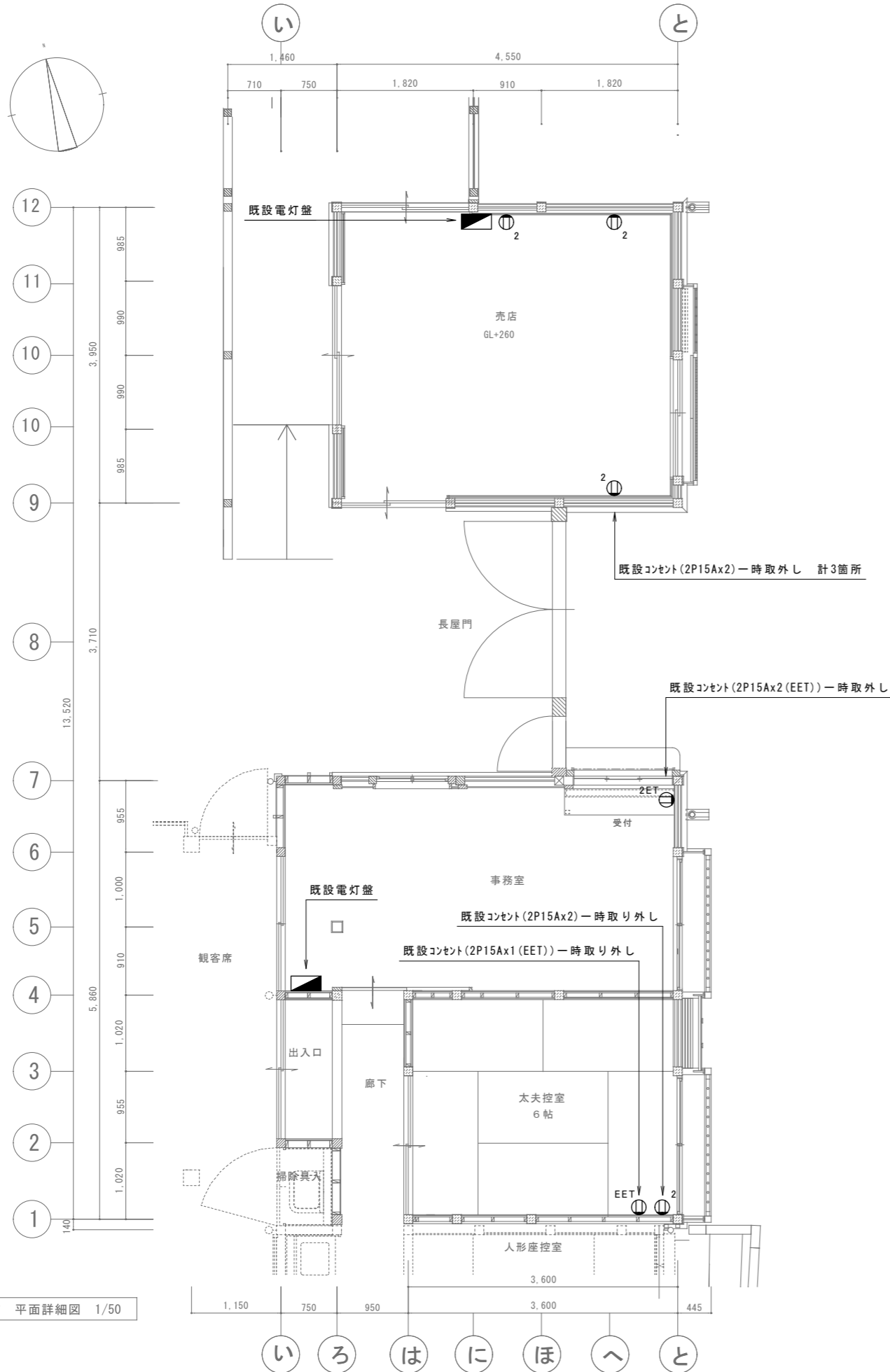
株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097
徳島市雑賀町西間67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

設計 R7.03

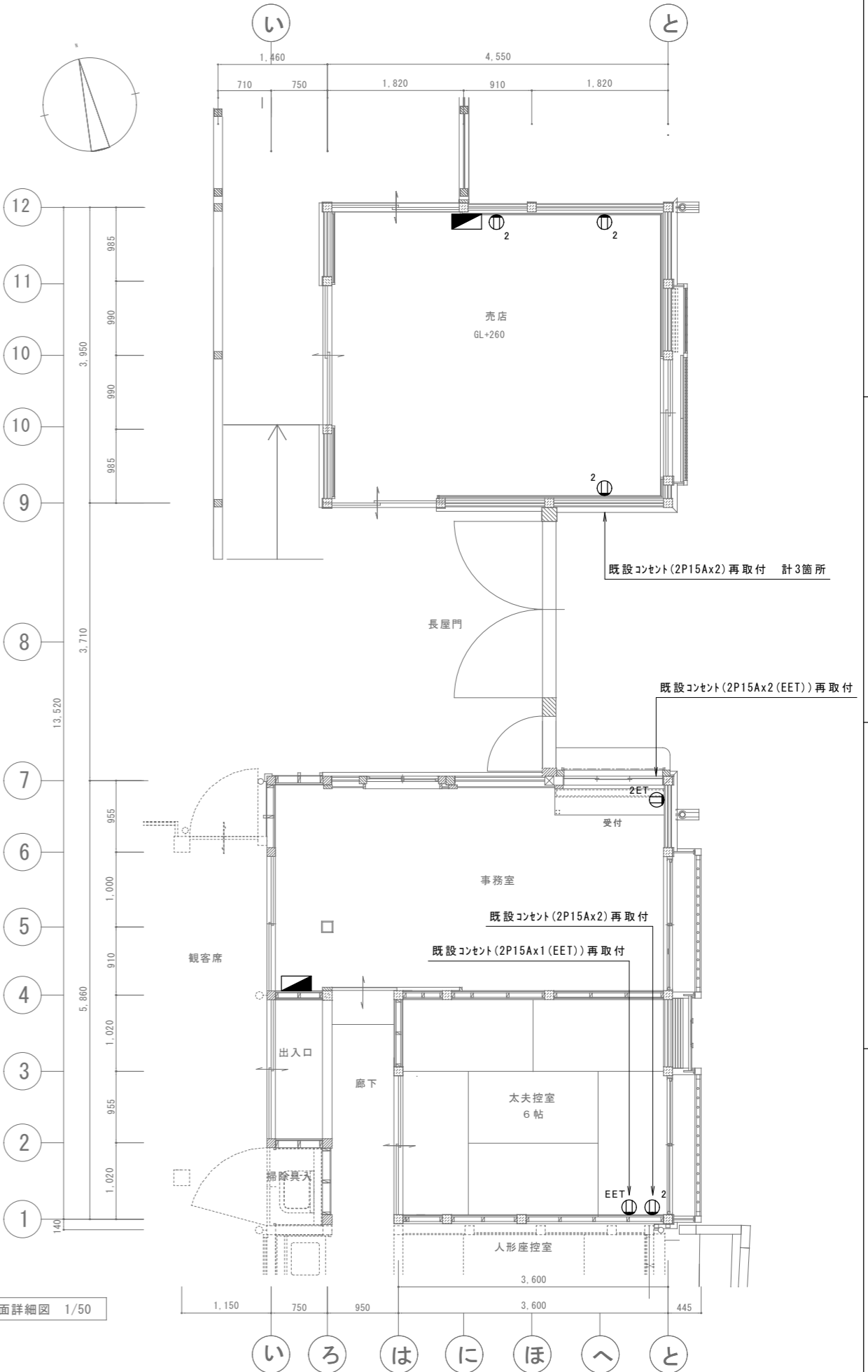
竣工

図面名称 電灯設備 平面図

縮尺 1 : 50



改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50

縮尺 A2 : 100%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R8営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
長屋門改修設計業務 (着手日指定型)

図面番号 E - 03

設計 R7.03

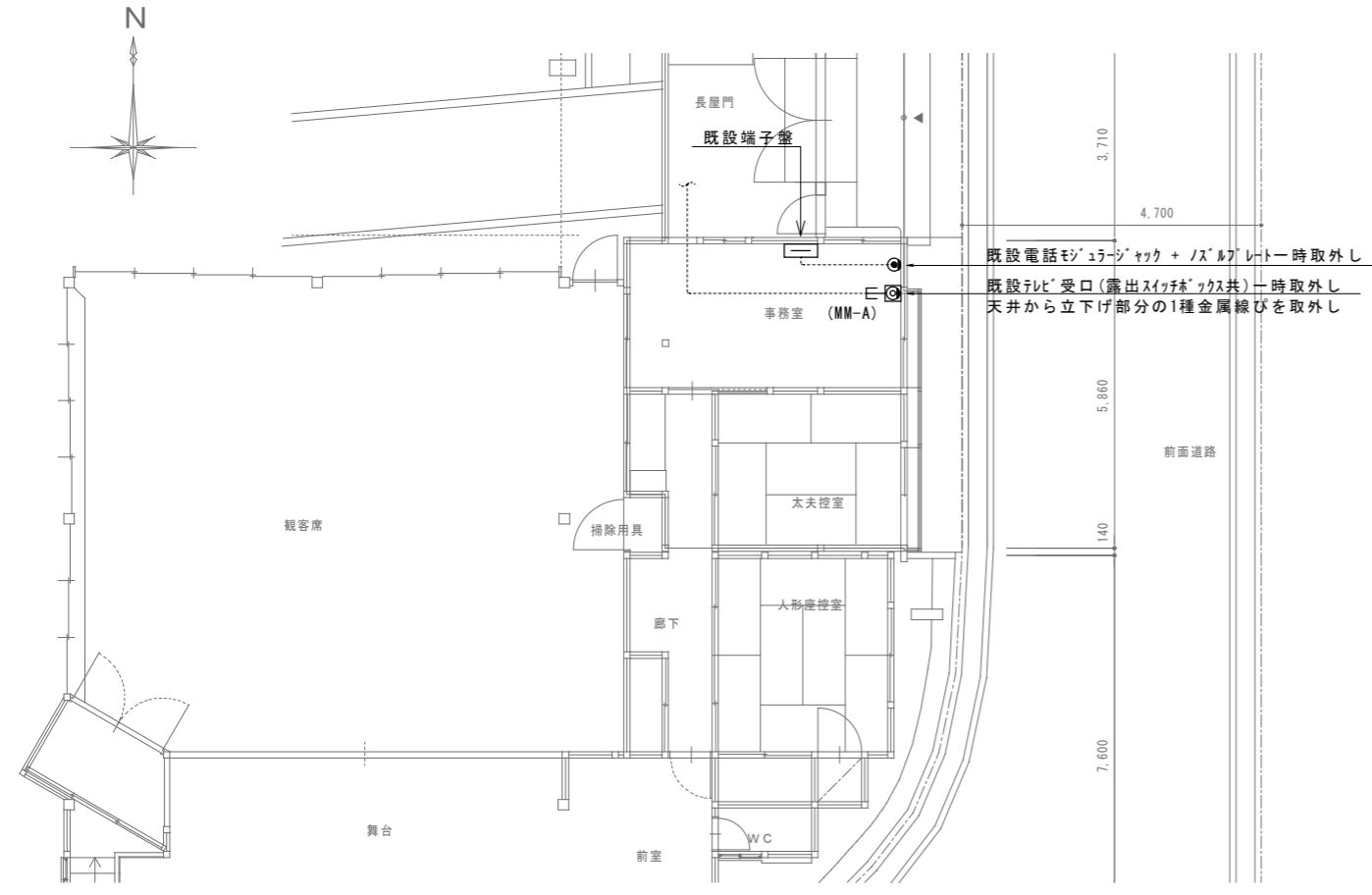
竣工

図面名称 コンセント設備 平面詳細図

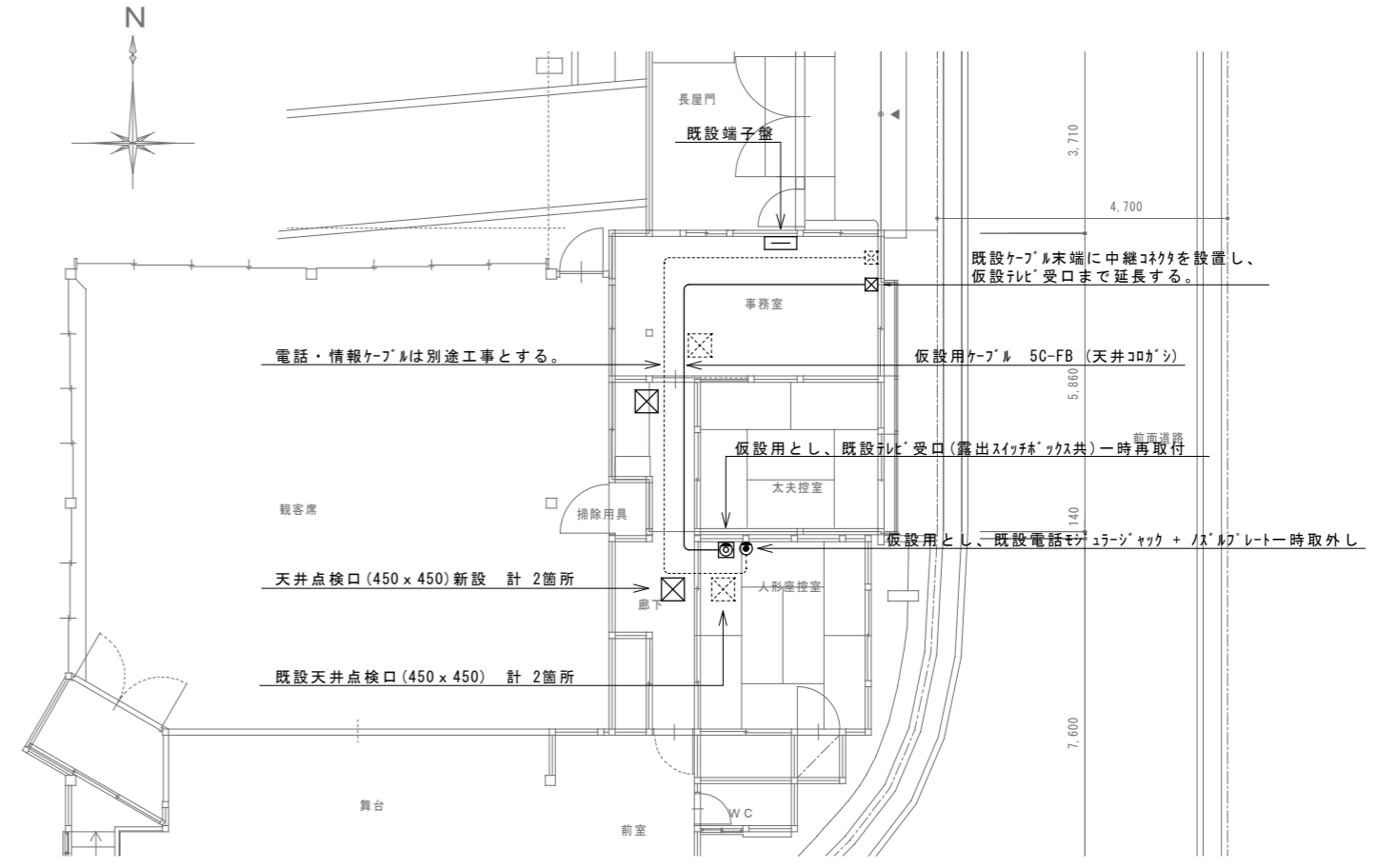
縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
TEL 089-661-4080
FAX 089-661-4097
徳島市雑賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

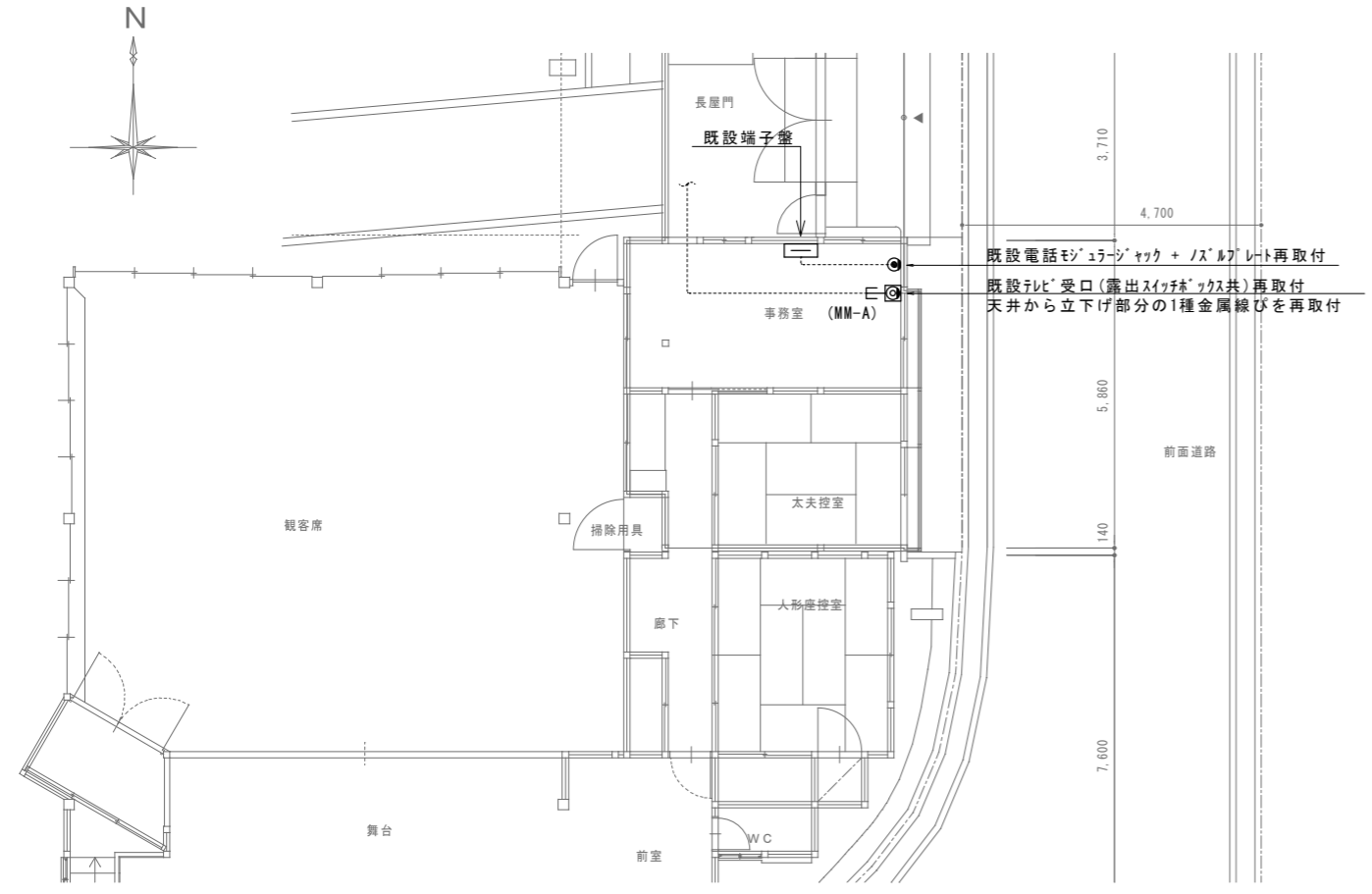
1 改修前 平面図 1/100



2 仮設図 平面図 1/100



3 改修後 平面図 1/100



- (注記)
1. 図中明記なき実線 ——— で示す器具はすべて更新(新設)とする。
 2. 図中明記なき機器・配管配線であっても本工事進捗上支障のある場合は適切な撤去・復旧をする。
 3. 本工事施工に際し生じた建物などの損傷は完全に修復すること。
 4. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
 5. 撤去前には建築との打合せ、現地調査を十分に行い、係員の指示に従い施工すること。

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土整備部管轄課	工事名称 R8 営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修設計業務(着手日指定型)	図面番号 E - 04	株式会社 象企画設計 TEL 089-661-4080 FAX 089-661-4097 徳島市雑賀町西間67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
設計 R7.03	竣工	図面名称 弱電設備 平面詳細図	



既設引込開閉器盤～地中埋設部分
 既設CV14²-3C E5.5² 一時取外し (FEP30残置) 既設電灯盤
 既設CV8²-3C 一時取外し (FEP30残置) 既設電灯盤

既設引込開閉器盤

既設引込開閉器盤～地中埋設部分
 既設CV8²-3C E5.5² 一時取外し (FEP30残置) 売店電灯動力盤
 既設CV8²-3C 一時取外し (FEP30残置) 売店電灯動力盤
 既設CV22²-3C E5.5² 一時取外し (FEP50残置) 事務室電灯盤
 既設CV38²-3C E5.5² 一時取外し (FEP50残置) 観客席用動力盤

地中埋設～ブ²ホックスまでの立上げ部分
 既設CV8²-3C E5.5² 一時取外し (G28撤去) 売店電灯動力盤
 既設CV8²-3C 一時取外し (G28撤去) 売店電灯動力盤
 既設CV22²-3C E5.5² 一時取外し (G54撤去) 事務室電灯盤
 既設CV38²-3C E5.5² 一時取外し (G54撤去) 観客席用動力盤

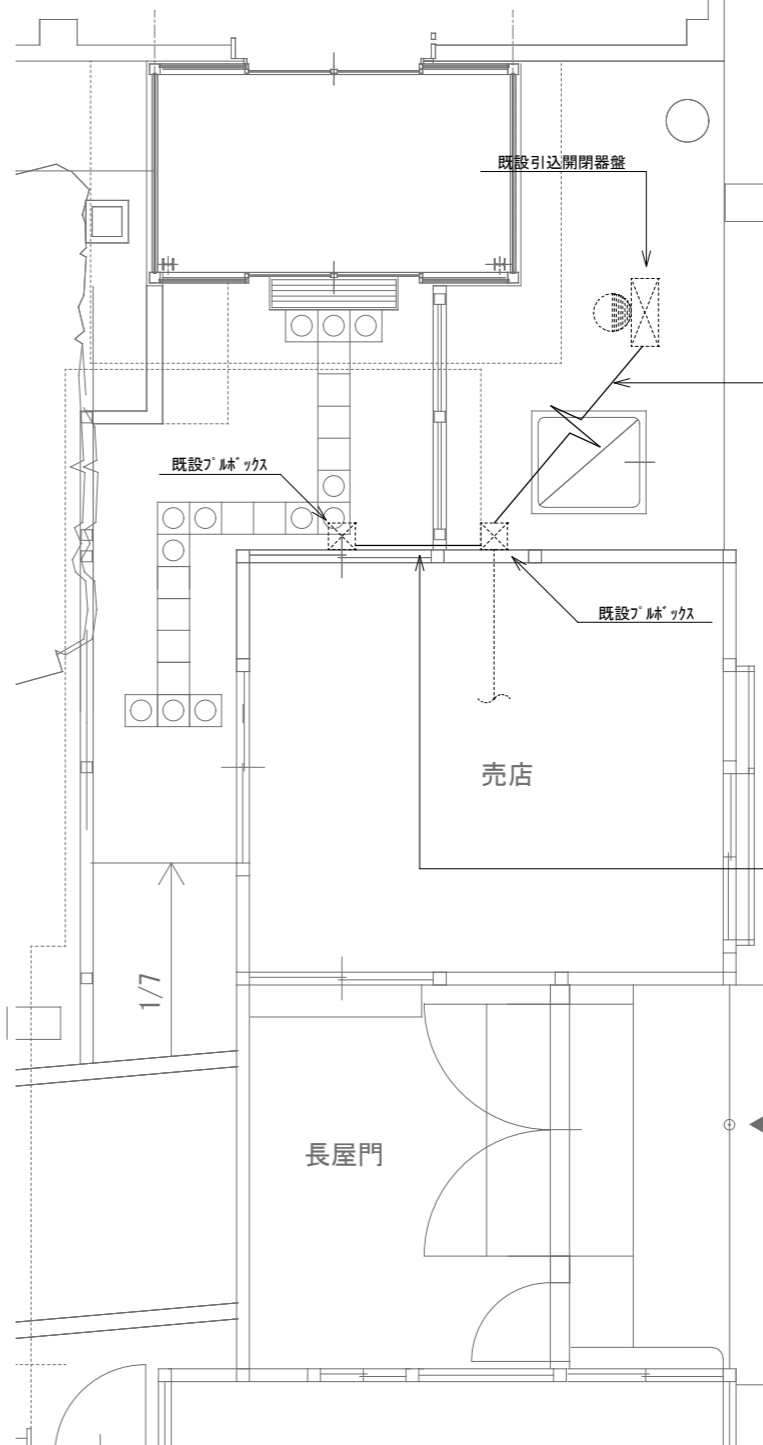
地中埋設～ブ²ホックスまでの立上げ部分
 既設CV14²-3C E5.5² 一時取外し (G22撤去) 既設電灯盤
 既設CV8²-3C 一時取外し (G22撤去) 既設動力盤

売店

長屋門

引込廻り平面図 (改修前)

縮尺 A2 : 100%
 A3 : 70.7%



取外しを行ったケーブルを一時仮設とする。
 既設CV8²-3C E5.5² 流用 売店電灯動力盤
 既設CV8²-3C 流用 売店電灯動力盤
 既設CV22²-3C E5.5² 流用 事務室電灯盤
 既設CV38²-3C E5.5² 流用 観客席用動力盤
 既設CV14²-3C E5.5² 流用 既設電灯盤
 既設CV8²-3C 流用 既設電灯盤

取外しを行ったケーブルを一時仮設とする。
 既設CV14²-3C E5.5² 流用 既設電灯盤
 既設CV8²-3C 流用 既設電灯盤

売店

長屋門

引込廻り平面図 (仮設図)

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R8営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内
 長屋門改修設計業務 (着手日指定型)

図面番号 E - 05

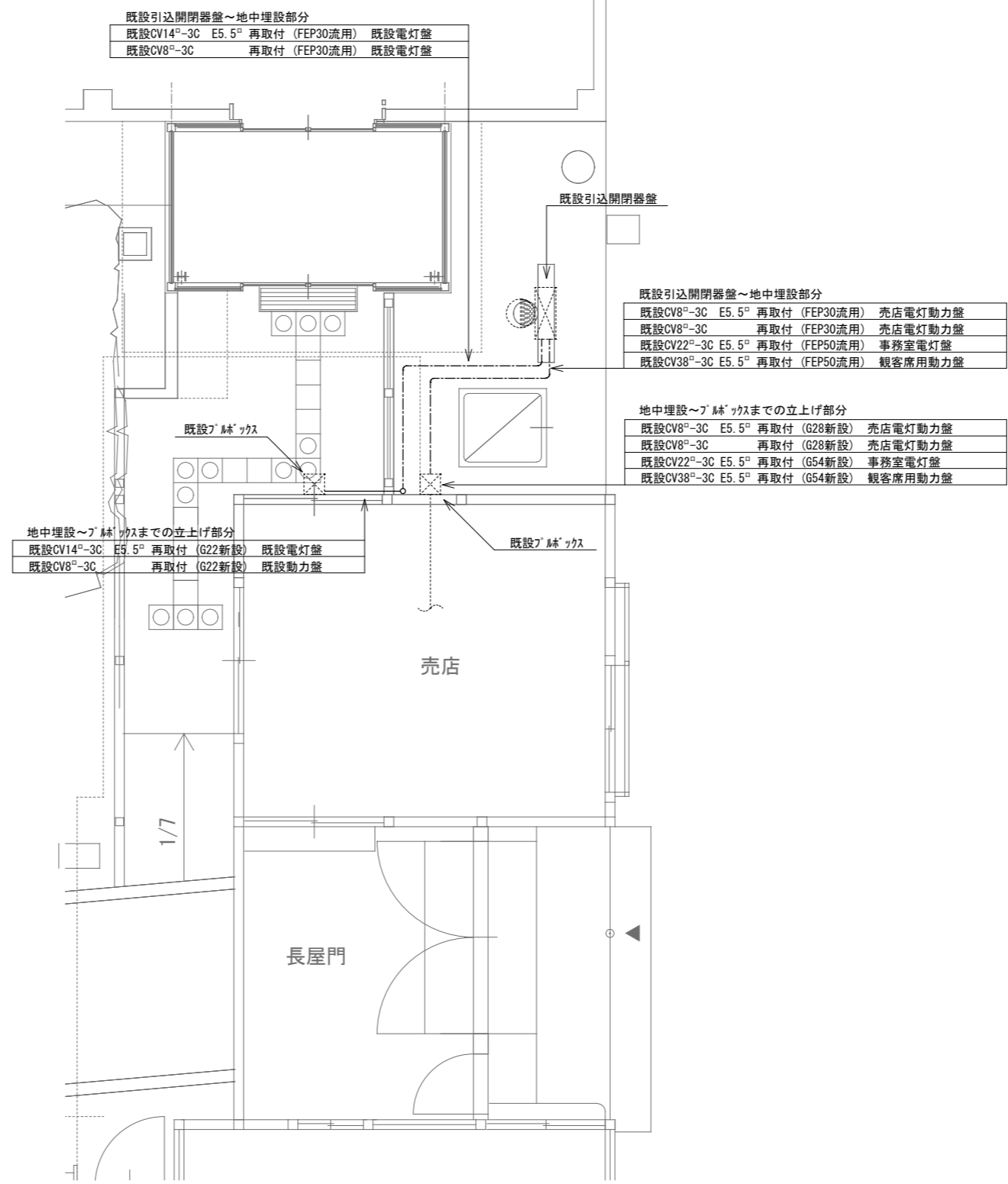
設計 R7.03

竣工

図面名称 幹線設備 仮設平面詳細図 (1)

縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
 TEL 088-661-4080
 徳島市雑賀町西間67-1 FAX 088-661-4097
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
 一級建築士登録 第68203号 林 貴



引込廻り平面図 (改修後)

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土木整備部営繕課	工事名称	R8営繕 阿波十郎兵衛屋敷 徳・川内 長屋門改修設計業務 (着手日指定型)
設計 R7.03	竣工	図面名称
		幹線設備 仮設平面詳細図 (2)

図面番号	E - 06
縮尺	1 : 50

株式会社 象企画設計

徳島市南東町西間67-1
TEL 088-661-4080
FAX 088-661-4097

一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第68203号 林 貴